

平成 18 年度

修士論文

藤堂藩伊賀作事方関連文書にみる建築技術について

指導教員 菅原洋一助教授



三重大学大学院工学研究科
建築学専攻

小長谷知弘

序章 研究の位置づけ	
1. 背景	2
2. 目的	2
3. 方法	3
4. 構成	4
第1章 藤堂藩の作事方について	
1. 藤堂藩の作事組織	5
2. 安場家について	7
3. 町方大工と作事方大工	9
4. 棟札にみる安場姓の大工の仕事	10
5. 伊勢伊賀の有力地域大工	12
6. まとめ	14
第3章 藤堂藩伊賀作事方関連施設図面について	
1. 作成年について	23
2. 作成者について	23
3. 作成法について	23
4. とりあげられた施設について	24
5. 評価法について	27
6. まとめ	30
第4章 規矩尺集について	
1. 作成年について	33
2. 作成者について	33
3. 取り上げられた施設について	34
4. 記述内容について	34
5. まとめ	34

第5章	実測資料としての伊賀作事方関連文書	
1.	取り上げられた施設について	41
2.	平面図について	42
3.	方法	44
4.	実例	45
5.	まとめ	49
6.	その他の場合	50
6-1)	伊賀作事方関連施設図面のみがのこる場合	50
6-2)	絵図での表記が梁間方向、桁行方向のどちらか一方のみの場合	50
6-3)	規矩尺集のみに表記されている場合	50
第6章	資料の表現について	
1.	伊賀作事方関連施設図面の特徴的表記について	52
2.	反りの表現について	58
3.	安場直道について	59
4.	安場直道の絵図表現	61
5.	まとめ	64
第7章	藤堂藩伊賀作事方の建築技術について	
1.	記述内容について	66
2.	作成人物について	67
3.	目的について	68
4.	まとめ	68

序章 研究の位置づけ	2
1. 背景	2
2. 目的	2
3. 方法	3
4. 構成	4

序章 研究の位置づけ

1. 背景

広辞苑によると「作事」とは「家屋などを作ったり修理したりすること。」とある。

江戸幕府では勘定奉行・寺社奉行・町奉行と呼ばれた上三奉行に対し、下三奉行と呼ばれる作事奉行・普請奉行・小普請奉行があった。建設事業に関わるのはこの下三奉行であり、作事奉行が建築工事、普請奉行が土木工事、小普請奉行が内装工事と言うように分担し建設工事全般を担当していた。この作事奉行の配下に大工頭という職があり大工を取りまとめた。これらの役職は武士によって執り行われ、実際の技術者である大工はこの配下として活動した。

江戸幕府と諸役職の構成は異なっているが藤堂藩では宝永時代(1704～1710)に、作業奉行と呼ばれる役職が存在しその配下に大工棟梁が置かれた。時代によって役職構成は変化しているが、戦時の戦闘員である武士によって職務が行われたため、建築実務をこなす大工棟梁は、役職名は変化しても藩施設の営繕担当として活動していたことだろう。

江戸時代の建築組織の研究としては、江戸幕府に関するもの、諸藩に関するものに分けられる。江戸幕府に関しては田辺泰氏、大河直躬氏、渡辺保忠氏等により御大工頭、大棟梁を中心に、その組織が明らかにされ、平井聖氏、谷直樹氏等により関連組織として京都中井家などの研究がなされている。一方、諸藩の作事方研究は永井康雄氏により庄内藩、秋田藩について、和田嘉宥氏により松江藩での作事組織について、また、小山連一氏により津軽藩でその大工の家系について研究されているがその活動に関わるものは十分ではない。作事方等、建築に関わる役職は、江戸時代各藩に存在していたはずであるが解明は部分的である。

その原因として、諸藩作事方の活動を示す文書の存在が稀であり、十分な量の資料が存在しないことがあげられるだろう。今回、対象とした伊賀作事方関連文書はこれら藩作事方の活動を示す貴重な例で、十分に量のある特異な例であるといえるだろう。

2. 目的

藤堂藩伊賀作事方の家系である伊賀市安場家には、伊賀作事方に関する文書、伊賀作事方に属した安場家の集積した以下の建築関係資料が所蔵されている。

- (1) 『規矩尺集』全8巻
- (2) 伊賀作事方関連施設図面
- (3) 建築雛形本類
- (4) 安場氏の作成した建築資料類(『七代喜右衛門直道手帳』、『諸事控』)等
- (5) 『規矩之萬記』

このうち、(1)規矩尺集、(2)伊賀作事方関連施設図面の多くは現存していないが、それぞれ実在した建築についての記録である。そして、その中には現存しない上野城の諸建築、藩及び藩主藤堂家に縁の深い社寺などについての詳細な記録があり、江戸時代の伊賀地方の建築の状態を明らかにする上で興味

深い。

また、これらを詳細に研究することで当時の藤堂藩の持つ建築の技術水準を推測でき、また作事方として関与した人物像にふれることができると考えた。

本研究では、(1)規矩尺集、(2)伊賀作事方関連施設図面を調査し、江戸時代の藤堂藩、伊賀作事方の持っていた建築技術、また彼らの関わった建築物について把握する事を目的とする。

3. 方法

藤堂藩の活動について書かれた文献より、藩の活動を調査する。その上での現存する当時の建築物の棟札を調査し安場姓を持つ大工、棟梁の活動を探る。そして、これらの調査結果により図面を作成しその情報について把握する。

上記を基本資料としたうえで、安場家に伝わる藤堂藩伊賀作事方関連文書の内容について分析する。一方、これら文書のうち伊賀作事方関連施設図面の表記についての検討を行い記名のある人物についての作事方での役割を推測しその活動を理解する。

4. 構成

本論文は7章から構成する。以下にその構成を示す。

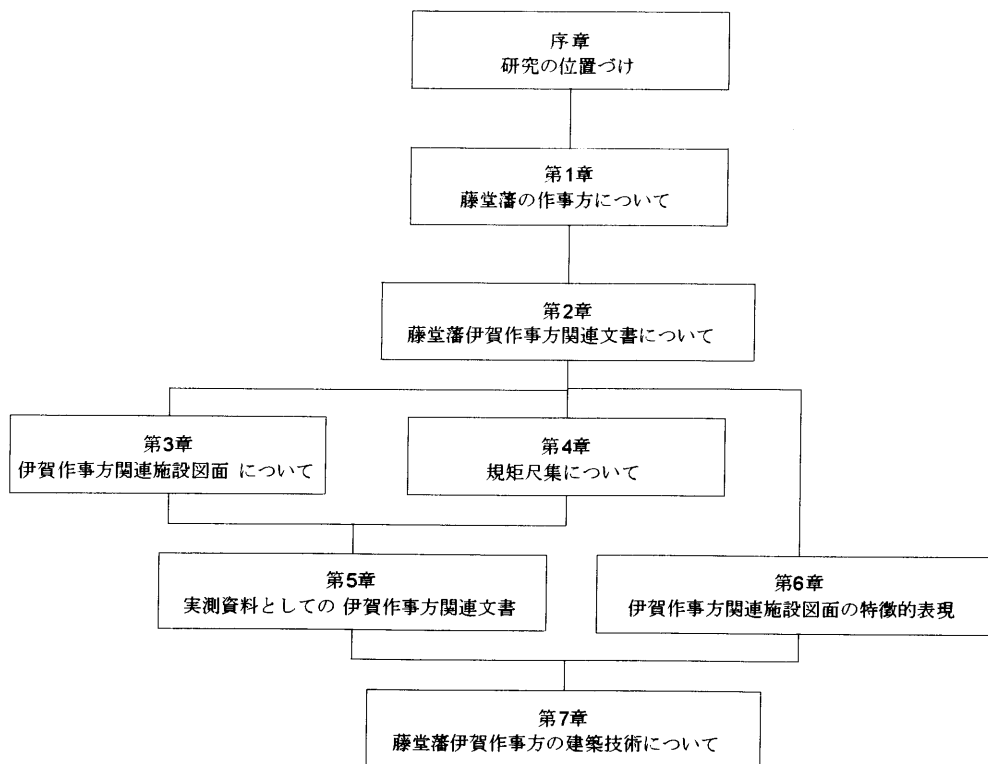


図 0-1 論文の構成

第1章	藤堂藩の作事方について	5
1.	藤堂藩の作事組織	5
2.	安場家について	7
3.	町方大工と作事方大工	9
4.	棟札にみる安場姓の大工の仕事	10
5.	伊勢伊賀の有力地域大工	12
6.	まとめ	14

第1章 藤堂藩の作事方について

藤堂藩伊賀作事方関連文書を扱うにあたり、まず藤堂藩伊賀作事方の周辺を理解する必要がある。そのため、藤堂藩の作事組織について、作事方であった安場家について、そしてその仕事について知る必要があると考えた。

1. 藤堂藩の作事組織

藤堂藩の建築に関わる職制について、本稿で取り上げた江戸時代末期の職制を記した資料は見つけることができなかったが、宝永年間(1704～1710)の資料を元に推測することができる。以下に宝永年間の土木、建築に関わる役職をあげる。^(※1-1)

- 普請奉行 土工の長官である。常例として大目付を兼ね、部下に、歩目付、馬目付、作業目付、舟目付、衣服目付、浜番等がある。また道奉行、道具預、絵師、手木等も従属であった。大目付は藩士の行動を監察し、藩吏の服務状況をも監視して、不都合な行為に対してはそれを弾劾する職権を有していた。定員は伊勢、伊賀に各二人ずつであった。
- 作業奉行 建築係の長である。部下に大工棟梁、左官棟梁、大工肝煎等がある。
- 作事目付 普請奉行の下にあつて、建築工事の監視をする役である。
- 道奉行 普請奉行に属し、道路や橋の掃除、手入等を監督する。
- 棟梁 作業奉行に属する工匠長である。
- 左官棟梁 左官の頭である。

藩の役職の構成は非常に複雑であった。藩主の家事、私用の従役者も公務員としたためで公私の区別がないばかりでなく、むしろ藩主の私事の使役をむしろ名誉としたためである。しかしこれらのことは武士社会についてのことで、大工棟梁、左官棟梁など実務をこなす役職について役の変化、配属の変更などはあったかも知れないがその実務内容は変わらないはずである。

『宗国史』は伊勢津藩の初代当主藤堂高虎の異母弟である藤堂出雲高清6代目の出雲高文〔享保5年(1720)～天明4年(1784)〕の編著で、高虎・高次・高久三代の藩主の業績、一族功臣の年譜小伝、書状、触書、禁令、制度等を詳細にわたり分類、領国の村別人口、戸数、寺社、牛馬数、舟数、石高等を記録した藤堂藩の治政資料である。『宗国史』職品志^(※1-2)において藤堂藩の作事にまつわる人事構成を見ることができる。

「作事奉行 督木工也、両府各二員、其属有大工棟梁、左官棟梁、大工肝煎、所給手代各六員、得自選叙」

「棟梁 掌木匠之事、今置十八員、津藩九名、伊藩六名、東都邸三名、各属作事奉行、棟梁字義、雖略通、在廊潮之職名、皇謂得酷都、」

とされており、作事奉行は津藩、伊藩各2名配置され、大工棟梁、左官棟梁、大工肝煎が属していたこと、作事方棟梁は全18名で津藩9名、伊藩6名、江戸藩3名となっていたことが分かる。

また、武士社会において作事方棟梁、およびその配下は武士ではない。しかし、江戸幕府では、棟梁は苗字帯刀を許され、旗本と同程度の地位を持つ役職であったという。藤堂藩での待遇は不明であるが、伊賀作事方関連文書に現れ安場家、および小田源三郎等の棟梁職についての人物が苗字を許されていたことから、同様の地位にあったのではないかと推測される。江戸時代には、多数の藩士をまとめ秩序を保持していくため、身分を明確にし、支配関係を厳密にする必要があった。様々な位のある藩士の格式、身分の上下をなるべく明白に形式に表現することが藩政上重視された。分限録はこの身分を知る事のできる資料である。享保15年(1730)より延享4年(1747)のものと思われる『伊賀附分限録』^(*1-3)で当時の大工棟梁は以下のように書き表されている。

「大工棟梁	四十俵五人扶持	安場源六
	同	小川与三郎
	同	小田源三郎」

とある。

武士の給料体系は「家禄」「職禄」「扶持米」によって決まっていた。

「家禄」は家に対してもらい、「職禄」は職務について支払われた。また「扶持米」は下級武士に与えられたもので一日当たり男女別に米の量を計算し与えられていたものである。

大工棟梁は四十俵五人扶持ということで、その額の高低について計りえないが、同等の役職を探すことで、その地位を推測することができる。

彼らと同程度の役職を分限録に探すと

「郷目付	五十俵五人扶持	梅津伝右衛門
作事目付	三十俵三人扶持	黒岩惣五郎
郷代	六十俵五人扶持	富増平左衛門」

などがあげられ、当時の大工棟梁の地位が想像できるものである。

藤堂藩の作事組織は伊賀作事方と伊勢作事方と分かれていたことが分かっている。これら2つの組織は地域を分けて職務を果たしていたが、藩の大事の時には力を合わせていた。

記録によると寛文2年(1662)4月に大地震があり城堡が損壊した。そして同年12月16日の夜中に丸の内堀弥五左衛門屋敷より発火し城内天守及び舞台に飛火して燃え移った。米1600俵、石火矢66丁、鉄砲1382挺等を焼失する甚大な被害を与えた火災だったという。

翌3年(1663)2月17日に津城再建が幕府から許可され、満7年半の長年月を費やし復旧した。その際の作事に関する資料が残っている。

「御城地形鋤始 御城中御造作に付両国御家中の人役三分也

寛文九年二十三日御城中井堀初棟梁肝煎割ル

広間	いが源六	書院	いせ三郎兵衛	御居間	いせ七郎右衛門	奥方	いが七兵衛
	いせ作右衛門		いが久太郎		いが藤右衛門		いせ勘七
台所	いが平三郎	長屋	いが孫太郎	木渡し	孫右衛門	惣棟梁	小田源三郎
	いせ彦三郎		いが藤助				増川六兵衛

寛文十年六月三日

御城内作事勤るに付き被下時服二吉武次郎右衛門 小森少右衛門 柳田猪右衛門 佐久間九左衛門 吉田十左衛門 七里勘十郎 御帷子二吉武小右衛門 小森七左衛門 二十石 四人ふち 棟梁増川六兵衛 時服二同小田源三郎 同加藤又左衛門 同小森七郎右衛門 同加藤三郎兵衛」^(※1-4)

これによると、広間、書院など範囲をわけ、伊賀、伊勢より一人ずつが担当したことが分かる。また前述の『宗国史』職品志によると棟梁が全 18 人、江戸に配置された 3 人を除き伊賀と伊勢で 15 人が配属されている。そして、この津城の普請に際し割かれた人数が 15 人である。時代によって変更はあった可能性はあるが、伊勢、伊賀の両作事棟梁を総動員したと思われる大事業だったのだろう。

そして棟梁増川六兵衛と小田源三郎がこの大事業、城内作事を務めたことにより、「時服二」を賜っていることが分かる。「時服二」は衣装といわれ、大名が家臣に褒美として贈っている。

2. 安場家について

伊賀市内の寺社にはきわめて多数の棟札が残されている。これらの棟札を通じてその名が最も顕著に現れるのは安場姓の大工である。

名前の通字からいくつかの系統に分かれる可能性があるが、安場姓の大工は、棟札では元禄5年(1692)の木代神社の棟札が初見となり、安政7年(1860)の大仙寺の棟札まで、延べ40名ほどの名を見出すことができる。そして、元禄5年の木代神社や念仏寺棟札で荒木村の住人としており、享和元年(1801)の栄福寺、文化7年(1810) 毘沙門寺棟札において同様に記していることから、荒木村に本拠を置いて活動していたと考えられる。



図 1-1
愛宕神社文政2年棟札

表 1-1 棟札に現れる安場姓の大工

年号	西暦	役職等	工匠名	寺社名	建物・工事
元禄5年	1692	大工	荒木村安場茂兵衛	木代神社	神明社〈造立〉
元禄12年	1699	大工	荒木村藤原氏安場茂右衛門尉	念仏寺	本堂〈建立〉
元禄15年	1702	大工	荒木村安場茂左衛門 〔生年七十八才〕	永保寺	大黒天御厨子〈造立〉
元禄16年	1703	棟梁	安場半右衛門家次	射手神社	若宮華表〈造建〉
元禄16年	1703		安場方太夫家口 同半左衛門家政 同半四郎家久 利兵衛	射手神社	若宮華表〈造建〉
元文4年	1739	棟梁	安場武右衛門昌常	西蓮寺	鐘楼門〈造立〉
元文4年	1739		安場平八郎家門	西蓮寺	鐘楼門〈造立〉
元文5年	1740	大工	荒木邑藤原之家次安場小三郎	応感神社	諏訪大明神〈皆造立宮〉
元文6年	1741	大工	安場武右衛門	射手神社	稻荷社〈葺替〉
宝暦10年	1760	大工棟梁	安場喜右衛門	万福寺	弁財天女堂〈造立〉
明和6年	1769	大工	安場源藏直朝	射手神社	稻荷社〈上葺〉
明和8年	1771	大工棟梁	安場佐次平	常住寺	閻魔堂〈再興〉
明和8年	1771	小工	朝屋南出 安場久右衛門	常住寺	閻魔堂〈再興〉
天明元年	1781	大工	安場久右衛門宣康	菅原大辺神社	本殿〈上棟遷鎮〉
天明元年	1781	大工	安場忠藏	菅原大辺神社	本殿〈上棟遷鎮〉
天明5年	1785	同大工	安場安左衛門	猪田神社(下郡)	布留大明神〈造営〉
寛政2年	1790	大工	安場久右与衛門	射手神社	多賀大明神社〈建立〉
寛政2年	1790	大工	安場久口		多賀大明神社〈建立再興〉
寛政12年	1800	大工棟梁	安場安左衛門	常福寺	本堂〈再建〉
享和元年	1801	工師	荒木邑安場勝(カ)藏	永福寺	観音宝殿(本堂)〈造建〉
享和2年	1802	大工棟梁	安場喜八郎	広禅寺	本堂〈上棟〉
享和3年	1803	棟梁	安場喜右衛門為親	万福寺	阿弥陀如来堂(本堂) 〈再建〉
文化4年	1807	棟梁	安場喜右衛門	万福寺	地藏随求堂〈造立〉
文化7年	1810	工師	荒木邑安場茂右衛門	毘沙門寺	本堂〈再興〉
文化14年	1817	棟梁	安場源六	諏訪神社	本殿〈再建〉
文政2年	1819	目附棟梁	安場佐治平	愛宕神社	拝殿〈修覆〉 拝所端籬〈替造〉
文政2年	1819	作事棟梁	安場佐治平	愛宕神社	拝所〈造建〉
天保11年	1840	大工頭	安場喜八	西方寺	本堂〈建立〉
嘉永6年	1853	大工	安場武右衛門	射手神社	稻荷社〈再造〉
安政3年	1856	大工	大工棟梁安場左次守	常住寺	焔魔堂〈修覆〉
安政3年	1856	小工	朝屋南出 安場久右エ門	常住寺	焔魔堂〈修覆〉
安政5年	1858	大工棟梁	安場武右衛門重次	春日神社	宝蔵〈上棟〉
安政6年	1859	大工	安場口重門重次	射手神社	牛頭天王社〈再建〉
安政7年	1860	大工肝煎格	安場久右衛門	大仙寺	太子堂〈再建〉
安政7年	1860	大工肝煎格	安場茂右衛門	大仙寺	太子堂〈再建〉

役職欄網掛け箇所は、藩の役職を示すと考えられるものを示す。

寺社名網掛け箇所は廳事類編に現れる寺社を示す

文政2年(1819)の愛宕神社、神殿修覆・瑞籬替造の棟札では、御城代藤堂采女以下、御奉行、御作事奉行、吟味役、目附棟梁安場佐治平、掛棟梁小田源三郎、肝煎安場喜右衛門、作事方手伝、修造棟梁宮田

吉右衛門等が列記されており、安場は藩の作事組織の技術系の最高位である目附棟梁に位置付けられていることがわかる。

安場鉦吉が記した「正崇寺の棟札について」(昭和26年)^(*)5)でも、安場家が藤堂藩の作事方棟梁の家系であったと記している。数系統あった可能性があることから安場家のうち、この安場鉦吉の家系が作事方として活動したということになる。(表1-1)

上野地方の棟札を集めた資料として上野市史^(*)6)をもとにし、安場家の関与したことがわかっている建築物についてまとめた。

ここに現れる施設のうち、役職名が藩の役職名と思われるものは愛宕神社の目附棟梁、作事棟梁、大仙寺の大工肝煎格と記述される3件(表内役職等欄網掛け箇所)がある。また、寺社名が藩の公式記録という位置づけの廳事類編にあらわれたものが7件ある(表内寺社名欄網掛け箇所)。これらは藩との関わりが深く、藩によって行われた造営である可能性が高い。藩による造営であるか、そうでないかは分からないものも多いが、造営や信仰の面で藩や藩主藤堂家の関与が強い西蓮寺・常住寺・菅原大辺神社・愛宕神社や、地域の中核的な位置をもつ寺社である広禅寺・大仙寺・応感神社・春日神社などの造営に関わっていることから、上野地域で有力な建築工匠であったといえる。

残されたどの建物を見ても、その質は高く、安場が技術力を背景に藩の作事行政機構内での地位を得たものと推測される。

3. 町方大工と作事方大工

嘉永6年(1853)の津における御殿新築工事の際の記述によると

「御殿新築工事嘉永六年(1853)二月此節御丸之内西御殿跡新御殿御造営に付下地御建物御取払に而御普請御取掛に相成候

殿様御上着後被為入趣にて殊の外急いで御普請相始まり候御建物五六百坪の由ニ有之候何御殿と称へ候哉相分り不申候御普請に付三月上旬より町方大工惣召上に相成町方職人止メ同様ニ有之候

尚一旦は昼夜の御普請ニ有之職人向大に迷惑ニ及候事 右御普請に付御家中御大身方夫々差上物御手伝有之御小身の向は御自分御手伝有之石引或は役所番又は打廻り役など御銘々御手伝有之候郷中大庄屋始村々にても人夫或は



図 1-2 西蓮寺山門

材木等献上有之候町方はいつれも見合居候て献上物無之候伊藤又五郎殿延瓦千枚 加藤甚右衛門 岡惣太夫殿両家にて延瓦千枚献上有之候」^(※1-7)

以上を見ると「町方大工の惣召上」と特に記述されている事が分かる。よって藩の施設の普請に町方大工が惣召上登用されることは特別の事であると言うことであり、藩の作事方棟梁は町方の大工と区別され認識されていたことが分かる。

4. 棟札にみる安場姓の大工の仕事

ここで 2. 安場家について で取り上げた施設のなかでいくつかを抜き出し、安場家のしたことが分かっている施設について述べる。

安場姓を持つ大工が棟札に現れる建築物

伊賀地方の棟札に安場姓の大工が現れる寺社について記す^(※1-8)。これにより安場姓大工のもつ技術、どのような重要度の建築物に登用されたかを知り得ることが出来る。

① 西蓮寺山門（天台真盛宗）

西蓮寺はその開創は不明であるが、真盛上人が延徳4年(1492)以後、この寺を活動拠点として別時念仏を行い、明応4年(1495)にこの寺で没し、この寺に祀られた。

江戸時代には藩主藤堂家、伊賀の町衆などからの帰依が篤く、伊賀城代家老藤堂采女家の菩提寺でもある。

山門は本堂の前に立つ中規模な3間の楼門である。下層は側通りでは中2本の柱を省略し、太い虹梁形頭貫で組物を受け、棟通りは3間の内の中央間のみを極端に広くとって扉を構える。上層は下層とは独立して土居桁を組んで柱を立てている。

中備は柱間によって蓐股と蓐束を交え、上層の軒には波文を彫った板支輪を用い、虹梁絵様は大柄で、いずれも18世紀中期の様相をよく示している。

上層は妻棟通りの組物上に束を立てて地棟を置き、その上に登り梁を架けて小屋を組む。登り梁は茅負を跳ね上げているが、同じ位置の垂木は力垂木として木負を跳ね上げる巧妙な構造をもつ。

棟札に元文4年(1739)の銘があり、安場武右衛門昌常、安場平八郎家門らの手による門である。



図 1-3 愛宕神社本殿

② 愛宕神社 本殿

愛宕神社は旧上野城下町の南部にあった。弘治2年(1556)に大山田村の神主が大黒天・摩利支天・弁財天・三宝荒神を勧請したとされ、慶長5年(1600)には四神が愛宕社の相殿に祀られていた。修験者小天狗清蔵が大福寺を建てて基

盤を築き、元和2年に藩主藤堂高虎が檀主となって將軍地蔵を勧請して社殿を建てた。藩主、町民の信仰を集めた神社であった。

本殿は元和2年(1616)に建てられた後、宝永3年(1706)に大破し、直ちに修復され、文政2年(1819)・弘化2年(1845)にも修理がなされている。宝永・文政・弘化ともに材木50本を藩主が寄付したと棟札に記されている。

本殿は規模の大きな間口五間の入母屋造であり、前に三間の向拝を付け、中央には軒唐破風を付ける。極彩色の彩色とも相まって華やかな意匠となっている。

棟札によると安場佐治平が作事棟梁として関わっていたことが分かる。

③ 広禅寺 本堂

広禅寺は伊賀一国の曹洞宗寺院を支配する重要な寺院で、この寺で行う千部経会は各宗派合同で行う法会であった。

本堂は曹洞宗中本山にふさわしいきわめて規模の大きい方丈形式の建物である。舟肘木のみを用いた簡素な形式で、柱は太く、天井高は高く、内部に大空間が広がる。建具などに若干の改造はあるが、当初の形式をよく伝えている。棟札が現存し大工棟梁として安場喜八郎の名があがる。



図 1-4 広禅寺本堂

享和2年(1802)上棟、文化8年完成とその経過も判明する。本格的な禅宗寺院の本堂と呼ぶにふさわしい規模と形式をもった建物である。

④ 大仙寺 太子堂

大仙寺は、慶安元年(1648)に梅原少右衛門の下屋敷を高田専修寺(三重県津市)の寺屋敷とし、さらに本山専修寺との連絡を密にするため寺としたものである。それゆえ、寺格は高かった。

太子堂は本堂の西に立つ小規模な仏堂である。柱の細い華奢な木割である。簡素な建物であるが、向拝の雲紋の虹梁絵様や、やはり雲紋を彫り込んだ大きな手挟が幕末の建築装飾の華麗さを示してい



図 1-5 大仙寺太子堂

る。棟札が現存し、建立年代が明確である。この棟札は「御国内諸職人共」として大工・板葺屋・木挽・瓦屋・瓦籠・葺地・左官・畳屋・茅葺屋・指物師・塗師・材木・鉄物屋・鍛冶屋・桶物屋・調義之者・石工・黒鋸の職人名が列記され、幕末の職人の職種・階層・人名が知られる貴重な史料である。大工肝煎格として、安場久右衛門の名があがる。

⑤ 応感神社

応感神社は近世には諏訪明神と呼ばれていた。雨乞踊りとしての笹踊や、氏子入りした者の射神事が行われている。

本殿は木製土台の上に立つ標準的な規模の隅木入春日造社殿である。取り立てて特別な技法や意匠を用いることのない建物であり、海老虹梁の波濤形の絵様や身舎頭貫木鼻の大ぶりの形状が19世紀前期の様相を示している。

寛永13年(1636)以来の棟札を所蔵するが、その記載内容と様式から文化12年のものが現本殿の造営年代を示すと見られる。



図1-6 応感神社本殿

5. 伊勢伊賀の有力地域大工

安場姓をもつ大工は元禄5年(1692)の木代神社、元禄12年(1699)念仏寺、元禄15年(1702)永保寺、元文6年(1741)応感神社、享保元年(1801)永福寺、文化7年(1810)毘沙門寺と6つの棟札において、村名とともにその名を残している。棟札に残るだけで118年間は荒木村を拠点として活動していたということが出来る。このように特定の土地に大工集団が形成され作事活動をしていた例が他にもあることが分かっている。

津市高田本山専修寺において地域に根付いた大工の研究がなされおり、森家、長谷川家が白塚を中心に活動していたことが知られている^(※1-9)。

森家の森万右衛門が地元の記録にあらわれるのは一身田、一御田神社(旧梵天宮)棟札で、それによると

「寛文十有三癸巳年九月八日

勢州奄芸郡一身田

奉大梵大王神明溝淵三社稻荷大明神

御社上葺

御大工 森万右衛門」

とある。また、同社の元禄4年(1691)の棟札には、「御修覆大工森万七郎」と記されている。さらに元禄15年とされる専修寺御影堂宮殿厨子木札には、「奉行森万右衛門棟梁森万七郎」と書かれ、森一族が御影堂再建に加わったことがわかる。

森一族はのちに長野善光寺本堂再建に重要な役割を果たしており、そこでも一身田出身の工匠であること記されている。

長野善光寺本堂は元禄年間に再建に着手したが、工事なかばの元禄13年(1700)に焼失した。その後幕府棟梁である甲良豊前入道宗賀の設計によって宝永4年(1707)に完成した。

『善光寺如来堂再建記』によると、現地において工事の指揮は宗賀の門弟である森一族によってなされた。

『善光寺如来堂再建記』“奉納慶竿”末尾に

「宝永四年丁亥十月十日

武州江戸由良 前豊前宗賀 行年八十四歳

勢州奄芸郡一身田 木村万兵玄喜 行年六十四歳

武州江戸八宮町 藤田十三郎茂光 行年六十三歳

勢州奄芸郡一身田 森万七郎定教 行年二十七歳

右同所 森嵯加衛門定教 行年二十八歳 高田専修寺御門跡筋匠」

とあり同文書から森一族は専修寺御用大工であったことがわかる。

また長谷川家の長谷川藤左衛門は代々襲名され、御影堂、如来堂造営の副棟梁であった。長谷川を名の多くの大工は白塚に住んでいた事がわかっている。

東海寺の享保以降の過去帳には大工垣内某の名が多くあり、これからみると白塚大工垣内といわれる地域、それも東海寺周辺に地域大工集団があったものと思われる。

現在は大工垣内と呼称される地域は白塚にはないが、同寺過去帳によると明治5年(1872)まで大工垣内の記載がある。この白塚大工集団の頭目が藤左衛門であり、近世初期から勢力を伸ばし、後期にかけてこの地方の社寺建築に活躍したことが分かっている。

厚源寺文書によると長元年(1596)棟札に、「棟梁白塚之住藤原朝臣藤左衛門宗吉藤兵衛」とあり、応永35年、文明18年、永正16年、永禄4年の棟札によると、白子の大工が尾崎神社の出入りであったが、この時期を境にして藤左衛門の勢力が伸長を始める。

棟札によると慶長11年(1606)には鈴鹿市稻生町の伊奈富神社の再興造営に加わり、慶長9年(1604)の一身田梵天宮の修理は藤左衛門が行っている。近世中期には元禄12年(1699)の鈴鹿市白子悟真寺本堂、宝永6年(1709)同所青龍寺本堂、享保10年(1725)万年寺本堂等が長谷川一族によって建築されたことが、棟札、墨書銘によって知られる。前記棟札、墨書銘からその土着の大工が近世に入るところから、長谷川一族にとってかわっていく時代の流れがわかり、この地方で白塚長谷川大工集団の力がどのようにして貯えられ、大きく伸張していったかの過程が推測できる。如来堂小屋梁に記された墨書銘によると白塚大工は藤左衛門を始めとして50人にのぼる。

以上の様に地域に定着した大工が力を蓄えた例を見ることができる。ここで挙げた例は全て三重県のみのものであることを考えると、この様な例はもっと多くなることであろう。このように一族の間で技術が伝わり長い時間をかけ磨かれてきたものと考えられる。

6. まとめ

安場家は伊勢における森家、長谷川家に匹敵する有力な大工集団であると考えられ、伊賀を拠点に活動したといえるだろう。そして、棟札によると複数系統の家系が存在すると思われ、その仕事内容より作事方、町場大工系とが存在したと考えられる。

しかし、安場姓をもつ大工が全てで何系統に分かれるかは分からない。本稿では作事方として活動した安場姓を持つ大工を取り上げるが、町方として活動した安場姓大工の技術も高く、重要な建築物の造営に登用されていたことが分かった。

彼らがどうつながるのか、もしくはつながらないのかは分からない。そして、安場姓を持つ大工が作事方として登用されるようになった時期、その由来も分からないが、彼らの技術が評価され地域で有力な大工となっていったものと推測される。

第2章	藤堂藩伊賀作事方関連文書について	16
1.	資料構成について	16
1-1)	規矩尺集について	16
1-2)	伊賀作事方関連施設図面について	16
1-3)	規矩之萬記について	17
1-4)	諸事控について	17
1-5)	建築雛形本について	17
1-6)	まとめ	17
2.	伊賀作事方関連施設文書に取り上げられた施設について	18

第2章 藤堂藩伊賀作事方関連文書について

1. 資料構成について

藤堂藩伊賀作事方関連施設図面は伊賀市安場家に伝わる文書である。

その内訳は

- 規矩尺集 8巻8冊
- 伊賀作事方関連施設図面 81枚
- 附 七代目喜右衛門直道手帳 1冊
- 規矩之萬記 1冊
- 諸事控 1冊
- 薬師堂表門拾分一下図 1枚
- 東京牛島屋敷図 2枚
- 建築雛形 10種18冊
- 書盒 2箱

となっている。以後にその詳細を示す。

1-1) 規矩尺集について

嘉永3年(1850)と同5年に安場重恭他津藩伊賀付作事方により作成された計測記録。対象は上野城内の諸建築から建具・化粧金物にまで至り、さらに城下釘貫門や上行寺(藤堂家伊賀菩提寺)等の藩関係建築物を含む。

その作成者は表のようになっている

また、表紙の標題はすべて1、2巻の作者である安場重恭によるものである。

各冊ともに抹消・書人等の字句訂正はない。金物等の精緻な模写を交え、表紙をかけ、製本されている。

表 2-1 規矩尺集作成者

規矩尺集の巻数	作者
1巻	安場重恭
2巻	
3巻	小田正信
4巻	小川光延
5巻	安場直道
6巻	
7巻	安場昌成
8巻	安場長房

1-2) 伊賀作事方関連施設図面について

上野を中心に名張、上柘植、平松、大阪などに所在する44施設に関する図面である。その殆どは藤堂藩の施設である。一部に上行寺、岡八幡宮、敢国神社、名張徳蓮寺など、藩以外の施設を含むが、これらも造営にあたって、伊賀作事方が関与した可能性が考えられる。

図面は地差図と呼ばれる平面図、建地割図と呼ばれる立面、断面図などの図面で、その縮尺は大半が10分の1であるが、5分の1、20分の1、40分の1、60分の1などもある。

伊賀作事方関連施設図面の作成年代は天保元年(1830)から明治3年(1870)の40年間にわたり、嘉永2、3

年(1849、1850)にもっとも多くが作成されている。関わった制作者は12人で伊賀作事方、作事方、伊州築造方という3団体名を見ることができる。これら12人の中で8名は安場姓を持つものであり、他に小田姓の3名、小川光延によって書かれている。

そして『七代目喜右衛門直道手帳』は、安場直道の手記。記事は直道作事方勤務中の嘉永五年（1852）4月より始まり、同年12月まで。用務にかかわる日常的な記録である。表紙は「規矩尺集」と同様に表紙をつけられるが、傷みが激しい。

1-3) 規矩之萬記について

地固め・水縄張りから瓦葺き・挽家等の事まで、様々な建築作業の要点を解説したものである。「寛延二年 巳年四月中旬 光周写之」と書かれているが、光周による書物なのか、転写本であるかは明確ではない。

これらの作事方資料の中で記された寛延2年(1749)は、はかかなり早い時期のものといえ、伊賀作事方に伝わる技術書であったといえるだろう。

1-4) 諸事控について

安場喜右衛門直道の雑記で、『喜右衛門手帳』を補う資料といえる。

直道の嘉永五年(1852)から安政5年(1858)に至る勤務日記であり、内容については私事に関する事も多いが、嘉永5年7月の台風による被害、同7年(1854)6月の大地震による上野城の被害の修復、あるいは、藩主の伊賀入国に際して茶屋、数寄屋等の修理、建築等棟梁としての実務を知ることのできる貴重な日記である。

1-5) 建築雛形本について

建築雛形 10種18冊

近世において、一般的に流布していた木版の建築雛形本である。安場の記名あるもの1冊、蔵書印のあるものが6冊となっている。安場氏が私蔵し、作事方の実務に当たって資料として利用したものと考えられる。『大工雛形秘伝書図解』1冊、『数寄屋雛形』1冊、『棚雛形』1冊、『武家雛形』2冊、『小坪規矩』1冊、などは全て建築・木工に関する技術書である。安場家に伝来した蔵書であり、作事方としての同家の知的情報源であったといえる。

1-6) まとめ

これら、伊賀作事方関連文書は保存状態もよく、作事方と深い関わりのある貴重な資料であるといえる。そしてこの様に多種の文書がまとまった量で存在する事は貴重である。

そして、規矩之萬記、諸事控は幕末の作事方の実務のわかる書類であり、規矩尺集、伊賀作事方関連施設図面からは扱った実務対象を知ることができる。

これらを調査する事で伊賀作事方の仕事対象とその周囲の状況を知ることのできる貴重な資料と言え

るだろう。

本稿では、規矩尺集、伊賀作事方関連施設図面を調査対象とし伊賀作事方である安場姓を持つ大工が関わった建築物について調査し、その内容について分析を進めることとした。

2. 伊賀作事方関連施設文書に取り上げられた施設について

前述のように、規矩尺集、伊賀作事方関連施設図面は現存した施設を対象とした文書である。これらの資料を扱う上で取り上げられた施設についての情報が必要となる。そこで文献よりこれら施設についての記述を調べた。

藤堂藩伊賀作事方関連文書の扱う施設は伊賀上野城と城下、近郊の社寺についてといえる。今回調査しなかった規矩之萬規、諸事控の調査によって解明される可能性もあるが、現在はこれらの文書の施設選択理由は分からない。

しかし、これらの施設は藩の施設、もしくは藩主藤堂家と深く関与した施設であるといえる。

ここにあげられた古写真は明治5年、旧藩臣矢守勝登が廃城後の城郭毀轍を憂い、私的に京都より写真技術師をよび、城郭内の主要建物などを保存撮影したものである。その後、原版は矢守から伊賀史談会に寄贈された。後に原版は市立図書館に寄託されて現存するものである

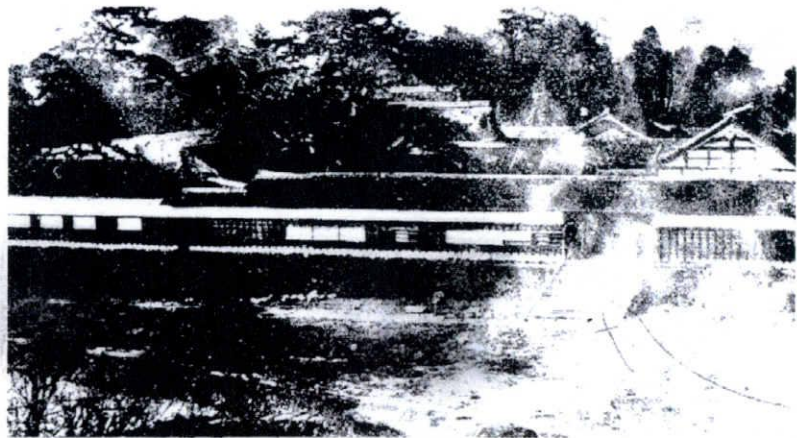


図 2-1 上野御城

① 伊賀上野城^(※2-1)

慶長8年(1603)征夷大將軍に任ぜられた徳川家康は、大坂城を包囲する大名配置を必要とした。伊賀国は江州彦根とともに重要な軍略上の拠点であったため、豊臣系大名の筒井定次から領地を没収し、信任厚かった藤堂高虎が転封を命じられた。

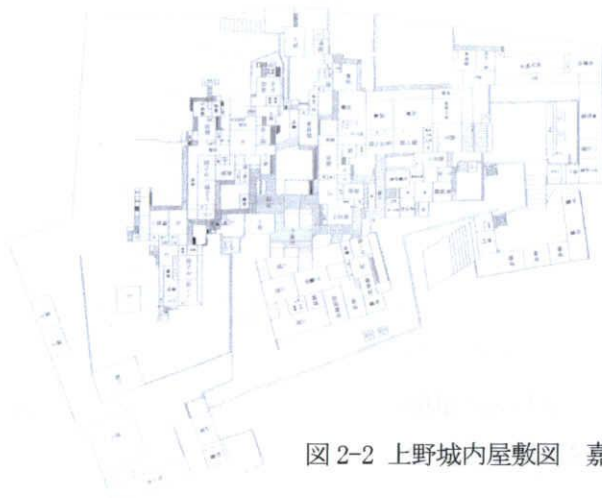


図 2-2 上野城内屋敷図 嘉永3年

伊賀に移った高虎は、慶長16年(1611)正月、上野城大修築に着手し、外堀の土塁には10棟の櫓と東、西の両大手門が建てた。筒井定次の城は大坂城の出城として大坂を守る形となっていたのに対し、高虎の城は西に重点をおいて大坂に備えるための城と正反対の立場の城として築かれた。その後、筒井氏時代の旧本丸の高所にあった一群の建造物を伊賀執務の公館とした。この公館が俗に上野の御城と呼ばれた。図2-2の様な複雑な間取をもつ一群の建築物である。

大政奉還後しばらくここに藩の支庁がおかれ、明治7年博覧会場となったが、以後毀徹せられて、その遺構はすべて失われた。

② 向島坂口釘貫門

向島口釘貫門は本体を油煙墨で黒く塗装していたので、俗に黒門とよばれた。

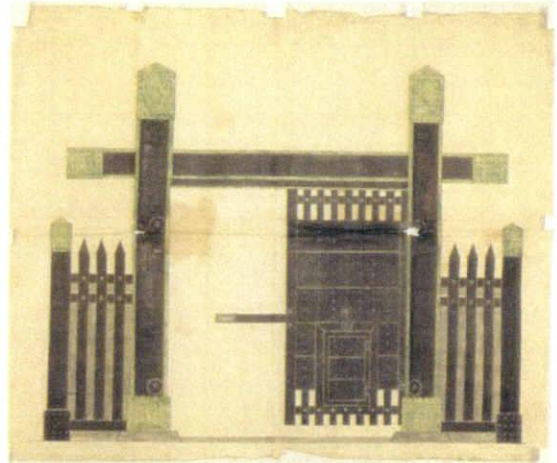


図2-3 黒御門 伊賀作事方関連施設図面

③ 大坂御屋敷^(※2-2)

往昔は中の島、鷺の森の2ヶ所に在ったが、後天満街に移った。地坪10400坪、建坪480坪であった。

④ 柵門^(※2-3)

柵門は伊賀上野城の正面に設けられた城門である。高虎はここに多聞櫓をもつ天城門を設ける予定でいたが、天守の倒壊によって中断した。大名小路、芝之手から最初に到達する門である。



図2-4 西大手門

⑤ 西大手門と東大手門^(※2-4)

この両大手門は長さ21間の渡櫓をのせた櫓門で、両端に七間の袖櫓を伴っている。東大手門は右側に門扉があり、西大手門は左側にあり逆の形となっていた。普段の通行は西大手門であり東大手門は不浄門であったといわれている。

明治2年、東大手門は三重県上野支庁として転用せられ西大手門は一時民間会社の米倉庫につかわれていたが、のち府中小学校の校舎に転用された。

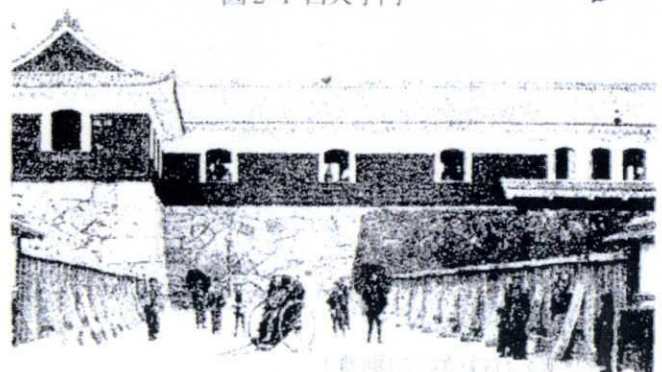


図2-5 東大手門

東大手門は明治20年、西大手門は明治40年まで残っていたので数枚の古写真も残されている。天守の倒壊と本丸にも櫓もなかったので両大手門は上野城のシンボリックな存在であった。

⑥ 外郭の櫓^(※2-4)

上野城には外郭土塁上に10基の櫓が建てられていた。

二の丸櫓…… 下之重は四間四方、上之重は三間四方で、外形は下見板張で入母屋破風は塗込になっていた。

東土手櫓…… 二の丸より南に向う外郭土塁の中間に二棟の平櫓があり東土手櫓と呼んでいた。両櫓共梁間二間桁行三間で外形下見板張屋根は切妻であった。

巽櫓…… この櫓は東南櫓とも呼ばれ、大きさは梁間三間桁行四間の平櫓で、外形下見板張入母屋破風、破風は板張りであった。

南土手櫓…… 東西大手門の間にあった二棟の平櫓で東土手櫓と大きさ外形共同一である。

菱櫓…… この櫓は西南櫓とも呼ばれ、この櫓の平面は梁間四間、桁行三間は南面で北面は曲折のため三間なく菱形になっているところから菱櫓と呼ばれた。巽櫓より低く下見板張破風は入母屋となっていた。

太鼓櫓…… 京口橋の北の曲ったところに梁間二間半桁行三間の単層の太鼓櫓があった。外形下見板張り、屋根は入母板張り。

宗旨櫓…… 梁間三間桁行(石垣上) 五間の平櫓があり、この櫓には宗旨改帳面が保存されていたところから、宗旨櫓と呼ばれた。屋根は入母屋、下見板張り、入口は北裏側中央にありこの櫓のみ石垣の上に建っていた。

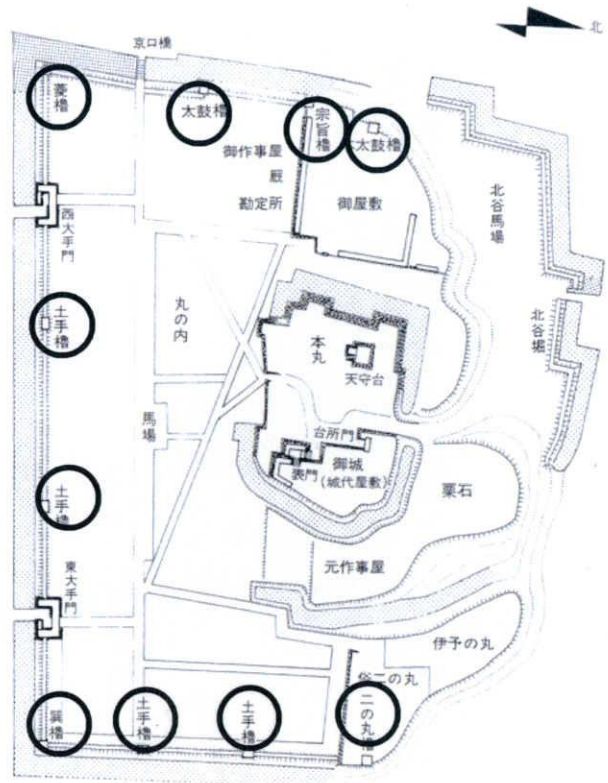


図 2-6 上野城縄張図 ○ : 外郭の櫓

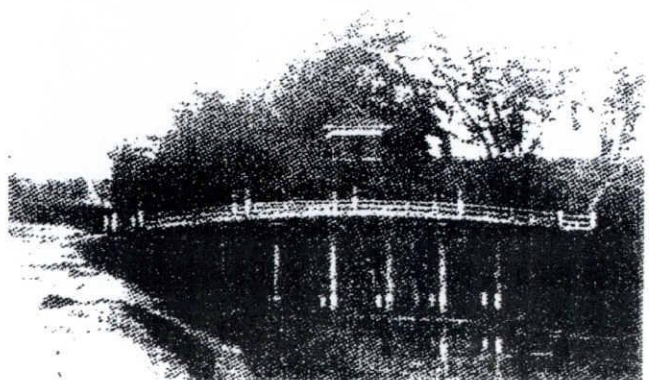


図 2-7 太鼓櫓と京口橋

御殿二重櫓……御殿の西北隅の急崖の上にあった二重櫓で、この櫓は二の丸櫓と同じ大きさの下之重四間四方、上之重三間四方であった。この櫓は御殿の防備の監視の重要な櫓であった。安政元年の大地震のとき、老朽のため倒壊し以後再建されなかった。

安政の大地震によって上野城はじめ城下町にも大被害があった。

二重櫓を含む7櫓が半倒壊した。そのうち太鼓櫓は被害が少なく菱櫓には被害がなかった。倒れかかった二重櫓を取払うことになり前後して他の壊われた櫓も取払われた。櫓の再建は財政逼迫から再建されず、わずかに太鼓櫓が補修され幕末には、太鼓櫓と菱櫓の2櫓が残ったのみであった。

⑦ 崇広堂^(※2-6)

江戸時代に各藩が藩士の子弟を教育した藩校。崇広堂は文政4年(1821)2月、第10代藩主高兌が伊賀の支城上野に建てたもので、当時の敷地は8,695㎡、建坪は2,541㎡もあった。

建物は嘉永7年の地震で大破し、御文場だけが残った。旧藩時代には各藩それぞれ藩校があったが、明治4年(1871)12月旧藩学校は廃せられた。崇広堂は遺構をそのまま保存しているため昭和5年(1930)国の指定文化財(史跡)に指定され、殊に戦災などにより全国の藩校がほとんど焼失した今日では貴重な遺構である。当時からの現存建物は、講堂、有恒寮、講官控室、玄関、台所、書庫、門塀などであるが、文化庁が昭和60年(1985)から基礎調査に乗り出し、国の史跡旧崇広堂では保存修理のため平成2年11月から解体工事が開始された。

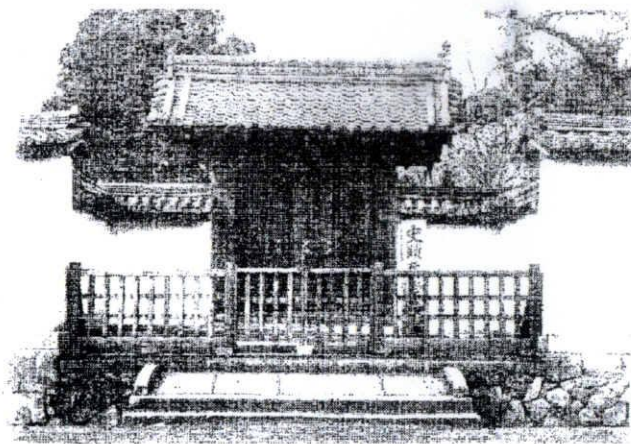


図 2-8 崇広堂御成門

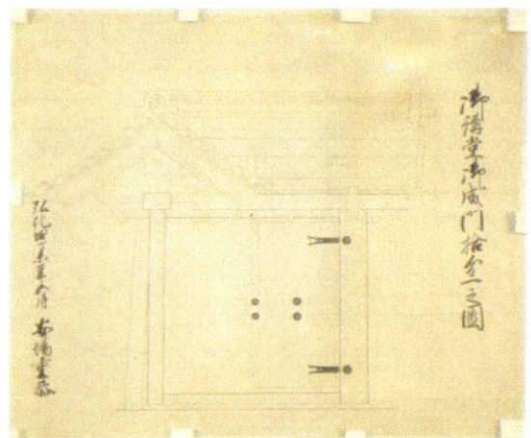


図 2-9 御講堂御成門拾分一之図

第3章	藤堂藩伊賀作事方関連施設図面について	23
1.	作成年について	23
2.	作成者について	23
3.	作成法について	23
4.	とりあげられた施設について	24
5.	評価法について	27
6.	まとめ	30

第3章 藤堂藩伊賀作事方関連施設図面について

1. 作成年について

伊賀作事方関連施設図面の作成年は「文政十丁亥年」(1827)から「明治二己年六月」(1869)までの42年間にわたる。

作成年が不明のものが実際にいつ作られたかにより大きく影響を受けるが、嘉永2年に30点、嘉永3年に18点ともっとも多くが作成されている。

文政10年(1827)から作成がはじまるが、文政10年、11年にそれぞれ1点ずつ作成されているのみで、その後6年たった天保5年(1834)まで作成されていない。そして、さらにその後の弘化3年(1834)までの間12年間の間は残されていない。弘化3年(1846)から残されている数は増えるが、嘉永4年(1851)になると安政元年(1854)までの4年間1年に1図面ずつが残されるのみとなる。

そして、安政元年から万延元年(1860)までの5年間には残されていない。

以上より、もっとも多くが残されている嘉永2、3年が伊賀作事方関連施設図面作成年のうちで重要な年であると考えられる。

2. 作成者について

作成者は全部で12人と3つの組織名が現れる。また無記名で作者が不詳のものも4点存在する。

12人の作成者のうち、安場姓をもつものは8名となっており、のこりは小田姓を持つ3名と小川姓をもつ小川光延からなる。前述のようにもっとも作成された嘉永2、3年に現れる名は6名であり安場姓を持つものとして直道、重恭、長房、源六の4名、そして小田源三郎、小川光延の2名、計6名で作成されている。第1章で述べたように伊賀に配属された棟梁が6名であったことから、時代的な変化を考えて嘉永2、3年当時の作事方棟梁の全てによって作成されたと考えられる。

また、図面残数が増えたはじめた弘化3、4年のものには安場重恭、小田正信、小川光延、小田重三郎の名が現れ、嘉永2、3年のものと対照的に安場姓を持つものが少ない。また、この年には作成点数が7点となっており、連名による作成が多いこと、またそのうち6点に安場重恭が関わっているということが特徴としてあげられる。

一方、作成数が減っている嘉永4年以降について見ると残っている8点の作成者は安場直道、直諒の他は作事方、伊賀作事方、伊州築造方という組織名によって占められる。安場姓の2人によるものが2点、組織によるものが5点、不明のものが1点となっている。この時期になぜ組織名称が現れるようになったのかは不明である。また作事方、築造方という組織名称の変化に対しても文献は得られなかった。

3. 作成法について

伊賀作事方関連施設図面は和紙に墨で描かれている。下書きも見あたらず訂正も見られない。どのように書かれたのか、どの様な道具で書かれたのかは分からない。

大阪天満御屋敷絵図は2点存在する。1点は着色されており保存状態もよい。こちらには年代の記入

もある。一方、残りの1点については着色もされておらず保存状態もよくない。記名はされているものの年号はふられていない。そして絵図に下絵と思われる格子上の書き込みが見られる。このことからこれら絵図は一度下絵を作られそれを元に描かれたのでは無いかと推測できる。この絵図は明治2年(1869)に制作されており伊賀作事方関連施設図面の中でも最も新しい。このことから他の作品では破棄、または紛失された下絵が残ったものだと考えた。使われた和紙は十分に厚みがあり、下絵が透けるようなものでもない。また上記のような格子を消したような後も見られないことから、下書きがあったとしても清書がどの様に書き写されたものかは分からない。

また、瓦などの表現として繰り返し同じ曲線が描かれる例がある。この表現については墨の線の濃淡、かすれなども見あたらずその描画手法は想像ができない。これら表記方法については以後調査すべき問題である。

4. とりあげられた施設について

伊賀作事方関連施設図面において登場する施設は上野城内、城下及び近郊の社寺等の建築物で構成されている。

44施設の図面のうち30点が城内の施設、14点が城下及び近郊の寺社などの施設である。城内の施設は、櫓や門、番所などであるが、施設の選択の基準については不明である。

図面に現れる城下の施設では藤堂家の菩提寺である上行寺、3代目藩主藤堂高久を祀る長田御山にある御霊屋など藩主である藤堂家とつながりの深い施設が選定されており、藩にとって重要な施設が選択され資料として作成されたであろう事が推測される。

伊賀作事方関連施設図面に表された建築物を制作者と年代、建築種について整理し年表化した。建築種は門、番所、櫓、上野城のその他の建築物、寺、神社、その他に分類した。

表3-1 伊賀作事方関連施設図面 建築種分類表

分類		施設名 (袋表題)
城内施設	門	西大手多門・ <u>中御門</u> ・御城表門・御城柵門・向島釘貫門・黒御門・堀重御門・中北谷御門・御城台所門・御城門・東大手門
	番所	西大手番所・大御番所・中御門番所・京口門番所・京口鍵番所
	櫓	太鼓御櫓・東角櫓・鼓楼・巽櫓・菱御櫓・宗旨御櫓・土手御櫓・二之丸御櫓
	御城施設	御奥御休所・御玄関・御書院・御門玄関・下之段米蔵・御下台所・崇講堂・御居間御寝間
城外施設	寺	上行寺・ <u>上行寺祖師堂</u> ・名張徳蓮寺
	神社	敢国神社・ <u>岡八幡宮</u>
	その他	目安箱・御山御霊家・異国船漂流の節二番手宿陣図・名張横目屋敷・大阪天満御屋敷・小田平井山荘・平松宿御茶家・ <u>上柘植宿御茶家</u>

※ 下線施設は規矩尺集にも記述あり

絵図の多くは書き込み、訂正などみられないが一部付箋で注記を書き込んだものなどもあることから、中に一部異なった目的のものが混入している事が推測される。実測図保存の目的で作成されたもの、設計、改修目的で作成されたものなどが以後の保管において分別なくなり現在に至るものと考えられる。

規矩尺集が訂正、加筆無く丁寧に表装されていることから作事方が資料保存のため藩に提出されるために作成されたのではないかと推測される。

この絵図を建築種別に分類し作成年、作成者についてまとめた。(表 3-2)

これより作成年は嘉永 2 年、3 年に集中し、その多くは門、櫓等の城の施設について作成された事がわかる。規矩尺集の作成年代が嘉永 2 年(1849)から嘉永 5 年(1852)である事を考えるとこれらの作成時期は重なっており、これらの資料が同じ目的のために作成されたのではないかとと思われる。

表 3-2 伊賀作事方関連施設図面 建築種、年代、作成者分類表

図面分類	図面番号	建築種	年代	作成者
門	A 1-1	安場源平	天保元年 (1830)	
	F 19-1	安場源平	天保11年 (40)	
番所	B 2-1	安場直道	2年 (49)	
	K 15-1	安場直道	2年 (49)	
	K 15-2	安場直道	2年 (49)	
	H 31-1	安場直道	2年 (49)	
櫓	B 4-1	安場直道	2年 (49)	
	B 4-2	安場直道	2年 (49)	
	H 32-1	安場直道	2年 (49)	
	B 20-2	安場直道	2年 (49)	
	B 12-1	安場直道	2年 (49)	
	B 24-1	安場直道	2年 (49)	
	B 29-1	安場直道	2年 (49)	
	B 28-1	安場直道	2年 (49)	
	B 26-2	安場直道	2年 (49)	
	B 26-3	安場直道	2年 (49)	
御城施設	C 5-1	安場直道	2年 (49)	
	L 21-3	安場直道	2年 (49)	
	K 37-4	安場直道	2年 (49)	
	C 27-2	安場直道	2年 (49)	
	C 27-3	安場直道	2年 (49)	
	C 37-4	安場直道	2年 (49)	
	B 3-1	安場直道	2年 (49)	
	B 3-2	安場直道	2年 (49)	
	B 5-4	安場直道	2年 (49)	
	B 26-2	安場直道	2年 (49)	
	H 26-2	安場直道	2年 (49)	
	H 26-3	安場直道	2年 (49)	
寺	I 33-1	安場直道	2年 (49)	
	J 34-1	安場直道	2年 (49)	
	I 34-2	安場直道	2年 (49)	
	I 33-2	安場直道	2年 (49)	
神社	M 36-3	安場直道	2年 (49)	
	K 36-1	安場直道	2年 (49)	
	K 36-2	安場直道	2年 (49)	
	K 36-4	安場直道	2年 (49)	
	K 37-3	安場直道	2年 (49)	
	C 37-5	安場直道	2年 (49)	
	C 37-7	安場直道	2年 (49)	
	C 37-6	安場直道	2年 (49)	
	C 37-8	安場直道	2年 (49)	
	K 37-8	安場直道	2年 (49)	
その他	C 37-1	安場直道	2年 (49)	
	C 37-2	安場直道	2年 (49)	
	C 37-3	安場直道	2年 (49)	
	C 37-4	安場直道	2年 (49)	
	C 37-5	安場直道	2年 (49)	
	C 37-6	安場直道	2年 (49)	
	C 37-7	安場直道	2年 (49)	
	C 37-8	安場直道	2年 (49)	
	K 37-8	安場直道	2年 (49)	
	K 37-9	安場直道	2年 (49)	
年	C 20-1	安場直道	30年 (70)	
	B 8-2	安場直道	27年 (57)	
	B 18-1	安場直道	31年 (61)	
	B 21-1	安場直道	31年 (61)	
	B 22-1	安場直道	32年 (62)	
	B 24-2	安場直道	34年 (64)	
	B 25-2	安場直道	35年 (65)	
	G 27-1	安場直道	37年 (67)	
	I 33-2	安場直道	33年 (63)	
	I 33-3	安場直道	33年 (63)	
制作年不詳	N 31-2	伊賀作事方	不明	
	△ 44-1	伊賀作事方	不明	
	B 15-1	伊賀作事方	不明	
	P 40-1	伊賀作事方	不明	

5. 評価法について

評価の基準について

伊賀作事方関連施設図面は81枚の図面を44施設の図面を和紙の袋、もしくは後年に手を入れたと推測される茶封筒によって分類して整理されている。後世に補修されたものもある。それらがまとめられ木箱に保存されている。

44種の施設の選定理由は不明であるがそれを推測する手段として以下の基準が考えられる。

- ① 書き込み程度
- ② 制作者
- ③ 制作枚数
- ④ 規矩尺集との関係

この4点の評価基準について検討する。

① 書き込み程度

書き込み程度の指標になるものは、構造表現の正確さ、彫刻等の詳細な表現、瓦等の書き込みがあげられる。

構造表現の正確さについては図面情報が多くなければ判断できない。伊賀作事方関連施設図面では構造の分かる断面は立面図に書き込まれている。立面図、断面図を同図面に表記する手法がとられているためである。桁行方向図面に梁間方向断面図、立面図が書かれていることも多く、1図面に対し2立面2断面の情報が書き込まれている。

一方、規矩尺集では確認できない部分の寸法についての記述が落ちている部分がある。これは当時建っている状態で測定できない部分が測定されていないためではないだろうか。このことはこれら関連施設図面についても同様のことが行われているのではないかと考えられる。加えて規矩尺集においては小屋内部の構造材の記述が無いものも存在する。これら関連施設図面でも同様に計測されていないことも考えられる。そのため小屋裏等の表記については疑

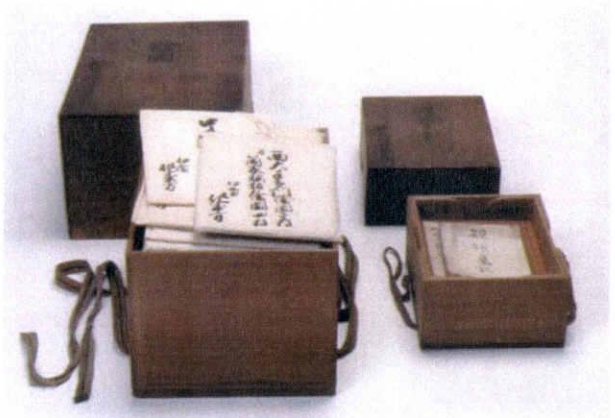


図 3-1 伊賀作事方関連施設図面保存状



図 3-2 中御門建図収納

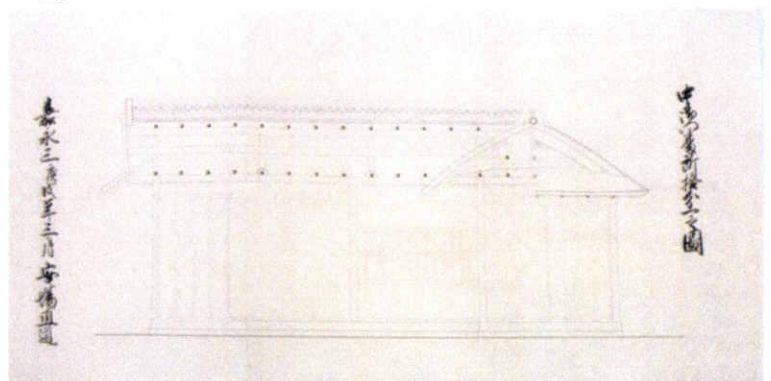


図 3-3 中御門番所十分一之図

問に残る部分である。このため、書き込みの程度を評価基準とすることはできないと考えた。

② 制作者

測定された施設の重要度は制作者の地位、能力、家柄によってその価値が異なるはずであると考えた。ところが制作者を指標とするために制作者の属人的な情報を把握する必要がある。棟梁として名の上がる2人と安場家の歴代に名を残す2名については中でも情報が多いと言えるがその当時の年齢は明らかでなく作成当時の相関関係を明らかにすることは非常に困難である。他の資料に名があがらない人物についてはその役職、地位を明らかにするのはさらに困難である。時期を確定して地位が明確な2人を比較することはできるが制作者11人についての的確な指標とすることはできないと考えた。

③ 制作枚数

同じ施設に対し平面、断面、立面など図面枚数が多ければ、それだけその建築物はより重要といえるのではないかと考えた。これは施設にまとめられた袋に入れられる図面枚数で数値的に評価することができる。比較の基準が大きく細かく比較することは不可能であるが、簡単な目安として評価できると考えた。

④ 規矩尺集との関係

規矩尺集、伊賀作事方関連施設図面の調査対象は伊賀上野城の施設と近郊のその他施設であり同じ調査目的の元つくられたと考えている。そして両文書からは同施設の名を見つけることができる。しかし、全てが一致するわけではなく規矩尺集に取り上げられている施設、逆に取り上げられていない施設があることが分かる。そして、規矩尺集では調査施設が重複して資料が作成されている。この理由は分からないがこの調査回数の多少も評価指標として有効であると考えた。調査回数の多い施設は藩での重要度が大きくその他施設に比べより重要であると言える。

制作枚数と規矩尺集での登場回数を評価指標として用い、施設図面を整理した。

表 3-3 伊賀作事方関連施設図面 制作枚数と規矩尺集での登場回数表

番号	袋表題	表 題	年 代	西 曆	記 名	規矩尺集 出現回数
1-①	西大手多門絵図 壹枚 并筒家腰板絵図 四枚 /伊賀作事方	西大手多門二拾分一之絵図	文政十丁亥年	1827.	安場源平	1
2-①	中御門建図/伊賀作事方	中御門妻平拾分一之図	嘉永二己酉年七月	1849.7	安場直道	1
3-①	御奥御休所建図 壹枚	御奥御休所南面拾分一之図	嘉永二己酉年九月	1849.9	安場直道	2
3-②	同地差図 壹枚/伊賀作事方	御奥御休所六拾五分一之地差図	嘉永二己酉年五月	1849.5	安場直道	2
4-①	太鼓御櫓建図 壹枚	太鼓御櫓妻平拾分一之図	嘉永二己酉年六月	1849.6	安場直道	1
4-②	同地差図 壹枚/伊賀作事方	太鼓御櫓式拾分一之図	嘉永二己酉年七月	1849.7	安場直道	1
5-①	御玄關式台建図 壹枚 御広間建図 貳枚 同中仕切建図 壹枚 同地差図 壹枚 /伊賀作事方	御玄關式台妻平拾分一之図	弘化三丙午四年	1846.4	安場重恭 小田正信 小川光延	3
5-②		御玄關、御広間拾分一之図	嘉永二己酉年四月	1849.4	安場直道	2
5-③		御玄關妻、御広間平拾分一之図	嘉永二己酉年五月	1849.5	安場直道	2
5-④		御玄關、御広間四拾分一之地指図	嘉永二己酉年八月	1849.8	安場直道	2
6-①	御書院建図 壹枚	御書院南妻同廊架拾分一之図	嘉永二己酉年五月	1849.5	小川光延	1
6-②	同地差図 壹枚/伊賀作事方	御書院、同廊架四拾分一之地差図	嘉永二己酉年八月	1849.8	小川光延	1
7-①	御城表門建図 貳枚	御城表門拾分一之図	嘉永三庚戌年二月	1850.2	安場重恭	1
7-②	同中仕切建図 壹枚	中御門番所拾分一之図	嘉永三庚戌年三月	1850.3	安場直道	1
7-③	同地差図 壹枚/伊賀作事方	御城坂口之差図	嘉永三庚戌年三月	1850.3	安場重恭	1
8-①	西大手絵図	西大手絵図	嘉永七寅年閏七月	1854.7	伊賀作事方	0
8-②	西大手番所地差図(茶封筒)	西大手番所式拾分一之図	-	-	安場直道	0
9-①	御城櫓門拾分一之図(茶封筒)	御城櫓門拾分一之図	嘉永三庚戌年二月	1850.2	安場重恭	1
10-①	御門玄關建図(茶封筒)	御内玄關拾分一之図	嘉永三庚戌年二月	1850.2	小川光延	0
11-①	向島釘貫門建図(茶封筒)	向島釘貫門拾分一之図	嘉永三庚戌年三月	1850.3	安場重恭	2
12-①	東角櫓建図(茶封筒)	東角御櫓妻平拾分一之図	嘉永三庚戌年三月	1850.3	安場直道	0
13-①	鼓樓建図(茶封筒)	鼓樓拾分一之図	嘉永四辛亥年三月	1851.3	安場直道	0
14-①	下之段米蔵建図(茶封筒)	下之段御米蔵門拾分一之図	嘉永三庚戌年三月	1850.3	小川光延	2
15-①	黒御門建図 壹枚	黒御門拾分一之図	嘉永二己酉年七月	1849.7	小川光延	1
15-②	同地差図 壹枚/伊賀作事方	黒御門四拾分一之地差図	嘉永二己酉年八月	1849.8	小川光延	1
16-①	目安箱十分一之図	目安箱拾分一之図	-	-	-	0
16-②	五丁場二而鉄砲御免絵図(茶封筒)	五丁場二而鉄砲御免絵図	嘉永五子年五月改ル	1852.5	作事方	0
17-①	大御番所建図(茶封筒)	大御番所拾分一之図	嘉永三庚戌年四月	1850.4	安場直道	1
18-①	中御門番所図(茶封筒)	中御門番所之図	-	-	安場直道	1
19-①	塙重御門図(茶封筒)	塙重御門拾分一之図	天保五甲午年三月罷之	1834.3	安場佐次平	1
20-①	中北谷御門図 (茶封筒)	中北谷御門妻平拾分一之割	-	-	安場正重図 安場重恭写	1
21-①	京口門番所地差図	京口門番所式拾分一之図	-	-	安場直道	2
21-②	京口鑓番所地差図 (茶封筒)	京口鑓番所之図	-	-	安場直道	2
22-①	巽櫓地差図(茶封筒)	巽櫓之図	-	-	安場直道	1
23-①	御下台所差図(茶封筒)	御下台所并供待四拾分一之地差図	嘉永二己酉年九月	1849.9	安場直道	1
24-①	菱御櫓建図 同地差図	菱御櫓拾分一之図	嘉永三庚戌年正月	1850.1	安場直道	1
24-②	(茶封筒)	菱櫓之図	-	-	安場直道	1
25-①	宗旨御櫓建図 同地差図	宗旨御櫓拾分一之図	嘉永三庚戌年三月	1850.3	安場直道	1
25-②	(茶封筒)	宗旨櫓之図	-	-	安場直道	1
26-①	御城台所門建図(茶封筒)	御城台所門拾分一之図	嘉永三庚戌年二月	1850.2	安場重恭	1
27-①	崇講堂建図壹枚	御文場七間四面拾分一之割	-	-	安場重歳	0
27-②	同御成門建図壹枚	御講堂御成門拾分一之図	弘化四丁未年五月	1847.5	安場重恭	0
27-③	同玄關建図壹枚	御講堂玄關拾分一之図	弘化四丁未年五月	1847.5	安場重恭	0
27-④	同内玄關建図壹枚 /伊賀作事方	御講堂内玄關拾分一之図	弘化四丁未年五月	1847.5	安場重恭	0
28-①	御居間御寢間建図壹枚	御居間御寢間南妻拾分一之図	嘉永二己酉年八月	1849.8	安場長房	1
	同中仕切建図壹枚	御居間北境拾分一之図	嘉永二己酉年八月	1849.8	安場長房	1
28-②	同地差図壹枚 /伊賀作事方	右同所西側拾分一之図 御寢間西側拾分一之図				
28-③		御居間御寢間四拾分一之地差図	嘉永二己酉年九月	1849.9	安場長房	1
29-①	土手御櫓建図壹枚	土手御櫓式拾分一之地差図	嘉永二己酉年七月	1849.7	安場直道	0
29-②	同地差図壹枚/伊賀作事方	土手御櫓妻平拾分一之図	嘉永二己酉年七月	1849.7	安場直道	0
30-①	御城門(本丸表門) (茶封筒)	なし	-	-	-	0
31-①	東大手多門建図地差図共壹枚	東大手多門式拾分一之図	嘉永二己酉年三月	1849.3	安場長房	2
31-②	東大手同壹枚	東大手通り間絵図	万延元庚申年九月	1860.9	伊賀作事方	2
31-③	/伊賀作事方	東大手番所式拾分一之図	-	-	安場直道	2
32-①	二之丸御櫓建図并地差図共壹枚 /伊賀作事方	二之丸御櫓拾分一之図	嘉永二己酉年閏四月	1849.4	安場長房	1

33-①	上行寺表門建図老杖	上行寺御書院模様替十分一之図	文政十一子年三月	1828.3	七代安場源六	0
33-②	同書院建図并地差図共老杖	上行寺御臺御門十分一之図	-	-	安場源六	0
33-③	同御臺御門建図老杖 幸林院様御霊屋建図老杖 /伊賀作事方	幸林院様御霊家十分一之図	-	-	安場源六	0
34-①	上行寺祖師堂建図老杖	上行寺祖師堂并庫裏十分一之図	嘉永二己酉年八月	1849.8	小田源三郎	1
34-②	同台所門建図老杖/伊賀作事方	上行寺勝手門十分一之図	嘉永二己酉年八月	1849.8	安場源六 小田源三郎	1
35-①	散国神社社務所建図 /阿拝郡一宮之社務所式拾分一之図 (茶封筒)	伊賀国阿拝郡一宮之社務所式拾分一之下 建図	慶応二寅年二月	1866.2	直道口代カ	0
36-①	岡八幡宮建図老杖	岡八幡宮妻平五分一之図	嘉永二己酉年八月	1849.8	小川光延	1
36-②	同地差図老杖	岡八幡宮四拾分一之地差図	嘉永二己酉年九月	1849.9	小川光延	1
36-③	同鳥居建図老杖	浅宇田八幡宮鳥居十分一繪図	弘化四未年八月	1847.8	小田重三郎	1
36-④	同額之図老杖 /伊賀作事方	鳥居御額之図	嘉永二己酉年九月	1849.9	小川光延	1
37-①	御山御霊家建図武杖 同地差図老杖	長田御山御霊家妻十分一之図 同平十分一之図	弘化三丙午年五月	1846.5	安場重恭 小川光延	1
37-②	同登廊架建図老杖 同地差図老杖	長田御山御霊家御拝妻平十分一之図	弘化三丙午年五月	1846.5	安場重恭 小川光延	1
37-③	同透門建図老杖	長田御山御霊家登廊架妻平拾分一之図	嘉永二己酉年三月	1849.3	小川光延	1
37-④	同中門建図老杖 同欄門建図老杖 /伊賀作事方	長田御山惣繪図	嘉永三庚戌年三月	1850.3	安場重恭	1
37-⑤		長田御山御霊家廻り式拾分一之地差図	嘉永二己酉年三月	1849.3	安場重恭 小川光延	1
37-⑥		長田御山御霊家外廊架式拾分一之地差図	嘉永二己酉年三月	1849.3	小川光延	1
37-⑦		長田御山御霊家透門妻平拾分一之図 附拝礼所妻太鼓塀妻平共	嘉永二己酉年三月	1849.3	安場重恭 小川光延	1
37-⑧		長田御山中門拾分一之図	嘉永二己酉年三月	1849.3	安場重恭 小川光延	1
37-⑨	異国船漂流の節二番手宿陣図 (茶封筒)	異国船漂流の節二番手宿陣図	嘉永六癸丑年四月改	1853.4	作事方	0
38-①	名張横目屋敷繪図(茶封筒)	名張横目屋敷繪図	卯二月	.2	作事方	0
39-①	大阪天満御家敷繪図(茶封筒)	大阪天満御家鋪絵□(下部欠損)	-	-	伊州築造方	0
40-①	大阪天満御屋敷繪図(茶封筒)	大阪天満御家鋪繪図	明治二己年六月(付箋)	1869.2	伊州築造方	0
41-①	小田平井山莊建図(茶封筒)	小田平井山莊之坊十分老門之図	-	-	-	0
42-①	平松宿御茶家建図(茶封筒)	平松宿御茶屋四拾分一之図	嘉永三庚戌年二月	1850.2	小川光延	0
43-①	上柘植宿御茶家表門建図	上柘植宿御茶屋表門拾分一之図	嘉永三庚戌年四月	1850.4	小川光延	1
43-②	上柘植宿別札場建図(茶封筒)	上柘植宿制札場拾分一之図	嘉永三庚戌年三月	1850.3	小川光延	1
44-①	名張徳蓮寺山門建図(茶封筒)	名張徳蓮寺山門拾分一下図	慶応二寅年二日	1866.2	-	0

以上を検討すると御玄関式台、御城表門、崇講堂、御居間御寝間、東大手多門、上行寺、岡八幡宮、御山御霊屋については同封されるそれぞれの絵図に規矩尺集が対応し記述されている。そして規矩尺集に重複して出現するものとしては大興御休所、御玄関敷台、向島釘貫門、下之段米蔵、京口番所、東大手多門があげられる。玄関敷台などは3回の重複が見られるがその理由は明確ではない。

6. まとめ

おもな制作者と制作点数及びその活動については、制作者11人の内、全81点のうち15点以上を制作したのは、25点に記名のある安場直道、20点に記名のある小川光延であり、彼らの制作点数が抜き出ている。そして彼らは規矩尺集の作者として記名されており、この文書制作に関わりが深い。

安場直道については七代目喜右衛門直道手帳、および諸事控帳を残している。これらが勤務日記であり、これら文書と同一場所に保管されていたことを考えると、そこに記述される内容がこれら文書について書かれている可能性もあり調査の必要があると言える。

また、現代の建築図書での基本は平面図、立面図、断面図と言えるだろう。これら伊賀作事方関連施設図面の表記方法としては断面図、立面図は同一図面に内に描かれる事が多い。断面図、立面図とも最大で2面ずつ4面分の情報が盛り込まれている例もある。このことからこれら伊賀作事方関連施設図面

を評価する上では断面、立面が1つになっていると仮定し、これら必要な建築図書が満たされているかを調べた。

平面的情報と断面立面的な情報が満たされた例は20点、逆に満たされていない例は24点ある。この満たされたもの、満たされないものについての傾向は見つけられなかった。

表3-4 伊賀作事方関連施設図面 情報比較

平面図・立面図・断面図あり	平面図または立面図・断面図のどちらか一方のみ
西大手多門・御奥御休所・太鼓御櫓・御玄関式台・御広間・御書院・御城表門・西大手門・向島釘貫門建図・鼓楼・黒御門・目安箱・菱御櫓・宗旨御櫓・御居間御寝間・土手御櫓・東大手多門・二之丸御櫓・上行寺・岡八幡宮・御山御霊家	中御門・御城柵門・御門玄関・東角櫓・下之段米蔵・大御番所・中御門番所・堀重御門・中北谷御門・京口門番所・京口鍵番所・巽櫓・御下台所・御城台所門・崇講堂・御城門・上行寺祖師堂・同台所門・敢国神社社務所・異国船漂流の節二番手宿陣・名張横目屋敷・大阪天満御家敷・小田平井山荘・平松宿御茶家・上柘植宿・名張徳蓮寺山門

第4章	規矩尺集について	33
1.	作成年について	33
2.	作成者について	33
3.	取り上げられた施設について	34
4.	記述内容について	34
5.	まとめ	34

第4章 規矩尺集について

1. 作成年について

規矩尺集は、嘉永3年(1850)と同5年に安場重恭ら藤堂藩伊賀作事方によって作成された。城内の城代屋敷、書院、櫓、門など、また3代目藩主藤堂高久を祀る御山御霊家、上野城下近郊の上行寺、常住寺、岡八幡宮、城下の釘貫門、番所、上柘植宿御茶屋など78項目について書かれた書物である。文中には、「一舗物作事方ニ無構一」等と表記されており、当時作事方の仕事範囲が推測される。そして、すでに使用されている建物を調査していることがわかる。また、通常は「虹梁高さ壱尺六寸六分厚五寸五分～」の様に高さ×厚さで記されているにもかかわらず「母屋四寸棟木四寸五分」というように見付部分しか寸法を採れないものは一面の寸法しか書き込まれていない。このことからこの資料が実測資料であることが分かる。このことから、この規矩尺集の制作目的が当時残っていた施設の記録を残したのではないかという推測ができるが、記録にはこれら文書についての記載は見あたらず制作目的は分からない。

規矩尺集の作成目的は絵図と同様に不明であるが、その対象は城内の諸建築、門、櫓などのほか藤堂藩の菩提寺である上行寺などが含まれ、構造材から建具、化粧金物までに至る。各冊とも抹消、書き入れ、訂正等もなく、化粧金物などは非常に精密に模写されている。表紙をつけて製本されておりその特殊性が推測される。

2. 作成者について

規矩尺集は全8巻で構成され、1、2巻は安場重恭、3巻は小田正信、4巻は小川光延、5、6巻が安場直道、7巻が安場昌成、8巻が安場長房によって記されている。6人のなかで安場姓を持つもの4人によって作成された。作成年は伊賀作事方関連施設図面がもっとも多く作成された嘉永2年(1849)、3年(1850)と重なっており同じ目的

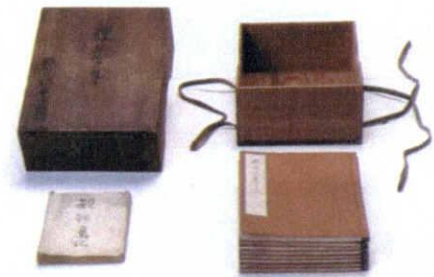


図 4-1 規矩尺集保存状況



図 4-2 規矩尺集巻之一

表 4-1 規矩尺集作成者による
絵図作成点数

規矩尺集の巻数	作者	図面の作成数
1巻	安場重恭	6点
2巻		
3巻	小田正信	1点
4巻	小川光延	9点
5巻	安場直道	21点
6巻		
7巻	安場昌成	0点
8巻	安場長房	2点

で作成された資料であると考えられる。

伊賀作事方関連施設図面制作者のうち制作点数の多い安場重恭、小川光延、安場直道がそれぞれ1〜2巻、3巻、5〜6巻を受け持って作成している。このことからかれら3人がこの資料作成に深く関わっていたことが分かる。その一方、小田正信、安場昌成、安場長房はそれぞれ1点、0点、2点を作成しておりその対照的な関わりは興味深い。

このことを考慮すると、安場家の第7代であった安場直道が規矩尺集、伊賀作事方関連施設図面と共に深く関わっていた様子がうかがわれる。

3. 取り上げられた施設について

規矩尺集全8巻に表される施設数は78項目にわたる。取り上げられた施設は伊賀作事方関連施設図面と似通っており城内の施設、城下、近郊の社寺などとなっている。伊賀作事方関連施設図面と比較すると室内雑作に関わる事が多い。取り上げられた施設は伊賀作事方関連施設図面と重なるものも多いが、その選択理由、選定基準は不明である。

4. 記述内容について

規矩尺集の表記は

「一式間梁二桁行外通りニ而四間老尺八寸余内通りニ而四間六寸余外通りニ出し桁有

規矩尺集巻之一 表門建前之事

一建高さ盤石より冠木下はへ一丈九寸

規矩尺集巻之一 台所門建前之事」

にあげられる様に部材寸法、部材同士の寸法関係等の事項を文章で表している。

規矩尺集巻一のなかで伊賀作事方関連施設図面にも表記のある表門之事、台所門之事を取り上げその測定項目について調査した。これらはそれぞれ建前之事、同造作之事と分類され構造についての表記、それ以外の仕上げの表記と分けられている。

表門については、建前之事として12項目、造作之事として9項目があげられる。また台所門では建前之事として13項目、造作之事として10項目が挙げられる。

実測の目的を明らかにするために各項目について表記情報、関係図面を調査した。規矩尺集の各項目について表記情報、関係図面を調査した。各項目について内容を検討し、内容を検討したうえ、情報を平面、断面、立面に分けどの項目について書かれているかを記した。

表4-2 規矩尺集に現れる表示情報と関係図面 表門建前之事

	表門建前之事	表記情報	関係図面
1	式間梁ニ桁行外通りニ而四間壺尺八寸余内通りニ而四間六寸余外通りニ出し桁有	柱間	平面
2	建高さ桁下壺丈壺尺式寸	高さ関係	断面
3	本柱盤石わたり三尺四方高さ三寸八分其外盤石渡り凡柱裏ノ目	部材断面	平面
4	本柱大さ見附壺尺八寸見込壺尺式寸式分脇柱七寸角	部材断面	平面
5	冠木セイ八寸式分巾壺尺六寸四分内冠木末口物差渡し壺尺余	部材断面	断面
6	梁セイ六寸四分下は六寸	部材断面	断面
7	丸桁口脇四寸三分下は三寸八分冠木外面より出し桁外面まで壺尺五寸梁下は冠木へ式寸五分入ル	部材断面	断面
8	母家四寸棟木四寸五分	部材断面	断面
9	檼式寸六分角数一間ニ五枚歩ミ軒ノ出壺尺七寸	部材断面	断面
10	広木廻厚壺寸壺分巾三寸五分	部材断面	断面
11	屋根勾配四寸六分柿ふき葺地厚三寸式分裏板出式寸六分	仕上	断面
12	西妻入母家搏風腰巾五寸厚壺寸六分眉三寸は風踏留よりふみ留まで壺丈四寸は風合掌上はより前包上はまで式尺三寸五分前包セイ三寸八分裏甲壺寸出式寸葺地厚式寸八分裏いた出式寸式分木連格子立子壺寸式分角数式拾三枚同貫壺寸式分二厚六分五通り懸魚巾壺尺壺寸長九寸葵形鱗菊ノほり物且図壺尺式寸四方入母家木品母才其余松杉交り壁外側白土漆喰内側赤土すさ壁屋根棟熨斗瓦五備丸瓦留	妻面仕上 屋根仕上	立面

1. 梁間、桁行方向。平面寸法を示す。構造材である出し桁の存在を示す。
2. 高さ方向の寸法、桁下寸法を示す。
3. 柱下盤石寸法を示す。
4. 本柱寸法、及びその他の柱の材寸を示す。
5. 冠木材寸、内冠木の材寸を示す。
6. 梁材寸を示す。
7. 丸桁寸法を示す。材寸ではなく口脇寸法で表記。丸桁位置を冠木外面と丸桁外面寸法で表記。
8. 小屋内部である母屋、棟木材寸を示す。母屋、棟木とも一面のみの寸法を示す。
9. 垂木寸法、軒の出を示す。
10. 広小舞寸法を示す
11. 屋根勾配、葺き材を示す。
12. 屋根妻壁の詳細を示す。破風長さ、幅、厚さ、妻壁の詳細(前包まで高さ、格子詳細)、妻登裏甲、材種、懸魚、棟瓦詳細を示す

表 4-3 規矩尺集に現れる表示情報と関係図面 表門造作之事

	同造作之事	表記情報	関係図面
1	通ノ間高さ内法九尺四寸	高さ関係	断面
2	間草セイ六寸下は五寸貳分	部材断面	断面
3	くゝり并西脇間共間草内法五尺四寸間草セイ九寸八分下は七寸貳分同蹴放しセイ四寸貳分巾四寸六分西脇間まへさ下堅板張	断面	断面
4	通ノ間天井根太三寸角数七本板厚六分	仕上	断面
5	番所式畳舖薄縁舖上ノ框三寸八分角鴨居内法五尺七寸鴨居三寸八分角板天井高さ七尺廻り縁竿縁共貳寸五分北建具内法五尺五寸貳分同台所ノ床コ番所より九寸貳分上り内法壁四寸貳分南ノまど高さ舖居下はまて貳尺三寸舖居鴨居セイ貳寸高さ内法貳尺立子貳寸八分数九本但角連子	仕上	断面、平面、立面
6	同台所折廻し三坪ほど無天井舖物作事方二無構北外側堅板張高さ地長押上はより上長押下はまて五尺六寸地長押セイ四寸貳分上長押セイ貳寸八分厚壱寸八分上長押と冠木ノ間壁三尺七寸五分同物見窓高さ内方壱尺壱寸五分棧内法貳尺七寸貳分立子見附壱寸八分見込壱寸四分窓縁貳寸衣桁形地長押上はよりまど之縁下はまて貳尺五寸五分西側まど舖居セイ壱寸八分内法壱尺六寸貳分鴨居セイ壱寸八分立子壱寸八分見込壱寸四分九本北ノ端立木壱本切抜留ノせ入内法六寸四分横内法七寸四分ニしてくゝり関貫穴有まど高さ地長押上はより窓下はまて貳尺貳寸地長押セイ	仕上	立面、
7	壁何れも内赤土すき壁外白土漆喰	仕上	
8	大扉長九尺七寸巾四尺七寸五分框見つけ三寸八部見込み三寸算数六枚台さ三寸八分二三寸刀棧巾四寸四分厚三寸三分框上下ノ端三寸八雙大さ元巾四寸五分長壱尺四寸先ノ巾五寸五分なまこ金長八寸八分巾壱寸関甲わたり三寸四分関貫貳寸六分角長四尺七寸端ニ豊金物有	建具	
9	くゝり扉長五尺六寸巾三尺五寸框見つけ三寸二部見込みに寸九分同数四枚大さ巾三寸四分厚三寸框上下の端二寸つ同じ関甲わたり貳寸八分木品都而松才扉襖才	建具	

1. 通の間の内法を示す。
2. 間草材寸を示す。
3. くぐりの内法、間草材寸、蹴放材寸、壁仕上げを示す。
4. 通の間天井仕上げを示す。
5. 番所床仕上げ、框、鴨居、天井高、天井仕上げ、建具内法、床レベル、窓位置、連子詳細を示す。
6. 床面積、外壁仕上げ、窓高さ、枠詳細、くぐり関貫(門)穴詳細
7. 壁下地、仕上げ
8. 建具(大扉)框、板、棧、金具等詳細
9. 建具(くぐり)框、板厚、幅、鉄物、材種を示す。

表 4-4 規矩尺集に現れる表示情報と関係図面 台所門建前之事

	台所門建前之事	表記情報	関係図面
1	式間梁二桁行六間余外通りニ出し桁有	柱間	平面
2	建高さ盤石より冠木下はへ壹丈九寸	高さ関係	断面
3	本柱見附壹尺六分見込七寸六分西脇柱見附九寸式分見込五寸五分 分其余柱八寸より六寸六分まで不同	部材断面	平面
4	柱貫厚壹寸八分巾五寸式分	部材断面	断面
5	冠木セイ七寸三分巾八寸五分	部材断面	断面
6	梁セイ七寸下は六寸三分	部材断面	断面
7	出し桁四寸五分角冠木面より桁外まで壹尺三寸式分出し桁と冠 木ノ間板天井	部材断面 仕上	断面
8	母家四寸五分角棟木四寸五分ニ五寸	部材断面	断面
9	檼セイ式寸下は式寸七分軒ノ出壹尺八寸	部材断面	断面
10	茅負セイ式寸六分下は四寸五分	部材断面	断面
11	瓦座セイ式寸五分ふき五分	部材断面	断面
12	両妻共切搏風幅五寸後分厚い地寸五部かわら座セイ式寸六分ふ き式寸傍軒ノ出式尺	妻面仕上	立面
13	屋根勾陪五寸五分葺地棧瓦棟熨斗五備丸瓦留	屋根仕上	断面

1. 桁行、梁間。平面寸法を示す。構造材である出桁の存在を示す。
2. 高さ方向寸法、冠木高さを盤石天場下端寸応で示す。
3. 柱材寸を示す。
4. 貫材寸を示す。
5. 冠木材寸を示す。
6. 梁材寸を示す。
7. 出桁寸法、出桁位置を冠木面、桁外面寸法で表記、出桁、冠木間天井仕上げを示す。
8. 母屋、棟木材寸を示す。
9. 檼材寸、軒の出を示す。
10. 茅負寸法を示す。
11. 瓦座(現在のものと示すものが違う可能性あり)
12. 破風幅、厚さ、瓦座、軒の出寸法
13. 屋根勾配、瓦詳細を示す。

表 4-5 規矩尺集に現れる表示情報と関係図面 台所門造作之事

	同造作之事	表記情報	関係図面
1	通ノ間高さ内法八尺七寸	高さ関係	断面
2	間くさセイ壹尺五分下は八寸八分間草と冠木ノ間壁壹尺貳寸	部材断面	断面
3	くゝり高さ内規四尺八寸同間草セイ七寸下は四寸五分蹴はなし 右同断	高さ関係	断面
4	内冠木末口物差渡し壹尺貳寸	部材断面	断面
5	通ノ間天井小根太張	仕上	断面
6	同西二貳間余之土間物置入口戸壹本	建具	平面
7	同東二壹間半二貳間之番所半間ニ壹間之土間其余薄縁舗板床コ 敷物作事方ニ無構屋根門より附おろし棧瓦西側ニくゝり有高 さ内法貳尺九寸横内法貳尺四寸貳分戸壹本東側ニ入口戸壹本	仕上	平面
8	大扉長八尺八寸巾四尺四寸框見附四寸厚三寸棧三寸八分見込三 寸数五本框端ノ出上四寸下三寸棧ノ壹尺五寸五分つゝ関貫貳寸 七分ニ三寸くゝり扉長五尺貳寸巾三尺七寸五分框巾三寸四分見 込貳寸五分棧巾三寸貳分厚貳寸三分數四本	建具	立面
9	同北続練堀高さ五尺五寸屋根壹尺五寸板瓦葺	断面	断面
10	壁何れも赤土すさ壁木品松杉交り	仕上	

1. 通の間内法を示す。
2. 間草材寸法材寸、間草と冠木の間の寸法を示す。
3. くぐり内法、間草材寸、蹴放寸法を示す。
4. 内冠木の材寸を示す。
5. 通の間天井仕上げを示す。
6. 土間入口建具種別を示す。
7. 番所床仕上げ、屋根仕上げ、くぐり内法、幅建具を示す。
8. 建具(大扉)寸法、框寸法等を示す。
9. 続堀高さ、屋根仕上げを示す。
10. 壁仕上げを示す。

5. まとめ

規矩尺集の記述内容を分析すると平面についての情報が少ないことが注目される。

表記される項目の多くは材料寸法を示すものが多く、表門について12項目中の8項目、台所門建前之事について13項目中の9項目を占める。これら文書の作成目的は分からないが、実測資料を用いて調査対象となった施設の再建などにあたる際には平面的情報をどこからか補充する必要があること示している。建具の框、窓の高さ等を詳細に記した項目まであるにも関わらず、伊賀作事方関連施設図面にこれらの情報を記述した資料は存在しない。絵図における表記、規矩尺集における記述の水準を考えるとこのことは不自然に感じる。このため、現在ある文書だけではなく、なにかそれらの情報が書かれた別のものがあつたのではないかと考えられる。平面図は建築に携わらない者にとっても理解しやすい情報で、もし文書に記述された施設の情報を得たいと言う人があれば最初に調べるのは平面図だろう。何らかの理由で紛失の可能性も否定できない。

第5章	実測資料としての伊賀作事方関連文書	41
1.	取り上げられた施設について	41
2.	平面図について	42
3.	方法	44
4.	実例	45
5.	まとめ	49
6.	その他の場合	50
6-1)	伊賀作事方関連施設図面のみがのこる場合	50
6-2)	絵図での表記が梁間方向、桁行方向のどちらか一方のみの場合	50
6-3)	規矩尺集のみに表記されている場合	50

第5章 実測資料としての伊賀作事方関連文書

1. 取り上げられた施設について

伊賀作事方関連文書は同一場所で保管されていた。その中で伊賀作事方関連施設図面、規矩尺集が共に実測資料であることは、これらの扱いに以下に述べる2種類が存在する。

1- これらの文書はそれぞれ単独で扱い、別々の実測資料となっている。

2- これらは互いに補完しあうもので、2つの文書をまとめ実測資料としてあつかう。

表 5-1 伊賀作事方関連施設図面、規矩尺集相関図

		伊賀作事方関連施設図面	
		有	無
規矩尺集	有	中御門・御城表門・御城柵門・向島釘貫門・黒御門・塀重御門・中北谷御門・御城台所門・東大手門・西大手番所・大御番所・中御門番所・京口門番所・京口鍵番所・太鼓御櫓・巽櫓・菱御櫓・宗旨御櫓・二之丸御櫓・御奥御休所・御玄関・御書院・下之段米蔵・御下台所・御居間御寝間・ <u>上行寺</u> ・ <u>上行寺祖師堂</u> ・ <u>岡八幡宮</u> ・ <u>上柘植宿御茶家</u> (29施設)	西大手多門・御城門・東角櫓・鼓楼・土手御櫓・御門玄関・崇講堂・ <u>名張徳蓮寺</u> ・ <u>敢国神社</u> ・目安箱・御山御霊家・ <u>異国船漂流の節二番手宿陣図</u> ・ <u>名張横目屋敷</u> ・ <u>大阪天満御屋敷</u> ・ <u>小田平井山荘</u> ・ <u>平松宿御茶家</u> (16施設)
	無	玄関・使者ノ間・上ノ間・書院・茶ノ間・時計ノ間・鎗ノ間・小玄関・東供待・西供待・長書院・手周り長屋・裏門・天守台入口簀戸門・御成書院・ <u>常住寺</u> ・舞台・橋懸り・鏡之間・上東家・二重櫓・御書院・御内玄関式台・東笠町釘貫門・御鎗之間・南土手櫓・鷹匠町釘貫門・西之丸口釘貫門・西町釘貫門・西壁町釘貫門・片原町釘貫門・御成門・御手水所・御湯殿・御湯殿上り場・御雪隠御小用所・御稽古場・下東家・广木門・東屋(40施設)	

前者の考えは同様の施設と扱う実測資料でありながら、その呼称、扱う内容に若干の相違がみられ、統一性が薄いと思われる事による。後者は異なる内容を記述してある例もあるもののその多くの場合で重なっており、取り扱う施設に同様の傾向が見られることによる。

このことを検討するために伊賀作事方関連施設図面に取り上げられた施設と規矩尺集で取り上げられた施設についての相関関係をまとめた。

規矩尺集に現れる施設を縦に絵図に現れる施設を横に表した。規矩尺集と絵図共に現れる者が左上、規矩尺集にのみ現れるものが左下、絵図にのみ現れるものが右上の項目としてあげられる。

規矩尺集にのみ現れる施設は40施設あるがそのうちの19施設(玄関・使者ノ間・上ノ間・書院・茶ノ間・時計ノ間・鎗ノ間・小玄関・東供待・西供待・長書院・手周り長屋・裏門・天守台入口簀戸門・御成書院・舞台・橋懸り・鏡之間)は城代屋敷の室の造作である。城代屋敷は複数の室からなる巨大な建築物であったことが分かっている。この巨大で複雑な建築物の立面、断面図をとらえることは非常に困難であったため、造作の資料として規矩尺集に記録されたのではないかと考えられる。

このように考えると規矩尺集でのみ取り上げられた施設というのは単独で建っていたと思われる常住寺・二重櫓・南土手櫓・鷹匠町釘貫門・西之丸口釘貫門・西町釘貫門・西壁町釘貫門・片原町釘貫門・御成門・御稽古場・下東家・広木門・東屋の14施設と言うことになる。櫓については絵図になっているものもありその区別は分からない。しかし土手櫓は東、南と2つ存在し大きさ、外周とも同一であったと伝わっている。なぜ区別して書かれたのかは分からないが同一であったため省略された可能性はあるだろう。

残るは町名のついた釘貫門であるが、これらについては資料にも記述を見つけないことが出来ないため施設を把握できなかった。

2. 平面図について

『規矩尺集巻之一』と『伊賀作事方関連施設図面』の双方で取り上げられた施設は右にあげられる5点である。

このうち玄関式台、広間は御城の室の造作を表しており、これだけで単独の建築物として存在しない。加えて城代屋敷は下図の様に増築を繰り返し巨大化したものであるため建築物として把握することは困難である。このため、今回の対象から外した。

表5-2 規矩尺集巻之一、伊賀作事方関連施設図面に併に取り上げられた施設

御城玄関式台之事 (御城玄関式台建前之事) 附左右ノ塀并東雪隠之事	同造作之事
広間之事 附東ノ庭猿戸口之事 (広間造作之事)	
表門之事 (表門建前之事) 附同所より台所御続高塀之事	同造作之事
表門より台所御続高塀之事	同造作之事
台所門之事 (台所門建前之事)	同造作之事
柵門之事 附番所之事	

残るは表門、台所門、柵門と言うことになるが柵門は文字通り柵であり建築物とは言い難い。このように考え表門、台所門を取り上げ評価することにした。

前述の様に、伊賀作事方関連施設図面、規矩尺集からでは平面的な情報が少ない。そこで、これらの時代に合った他の絵図を用いその情報を補うこととした。これまでに確認されて平面図として残っている図面は、享保8年(1723)、嘉永3年(1850)、安政4年(1857)に作成され名張藤堂家に保管されていた。その後名張市図書館で保管されているものである。そこでこの3つの絵図について検討を行った。

これら3つ絵図と伊賀作事方関連文書が最も多く作成され規矩尺集が編纂された嘉永2～5年を基準とすると嘉永3年作のものは重なってくる。また、享保8年作のものは130年近い隔りがある。そして、安政4年作のものは約5年のずれである。

この年月での変化は御城の増築、改築として見られるが、今回選択した表門、台所門の付近に変化は見られない。しかし130年と言う年月を考えるとその間に修理された事も考えられるため、嘉永3年、安政4年のものを基本とした。

最も年代の近い嘉永3年では、間仕切の位置程度は把握できるものの柱位置、開口部位置の記入はない。図面が作事区分を明確にするために作成されたものとみられ図面の密度は薄い。安政4年の図面には柱、開口の情報を読み取ることが出来る。そのため、縮尺を推定し柱間寸法を割り出すこととした。

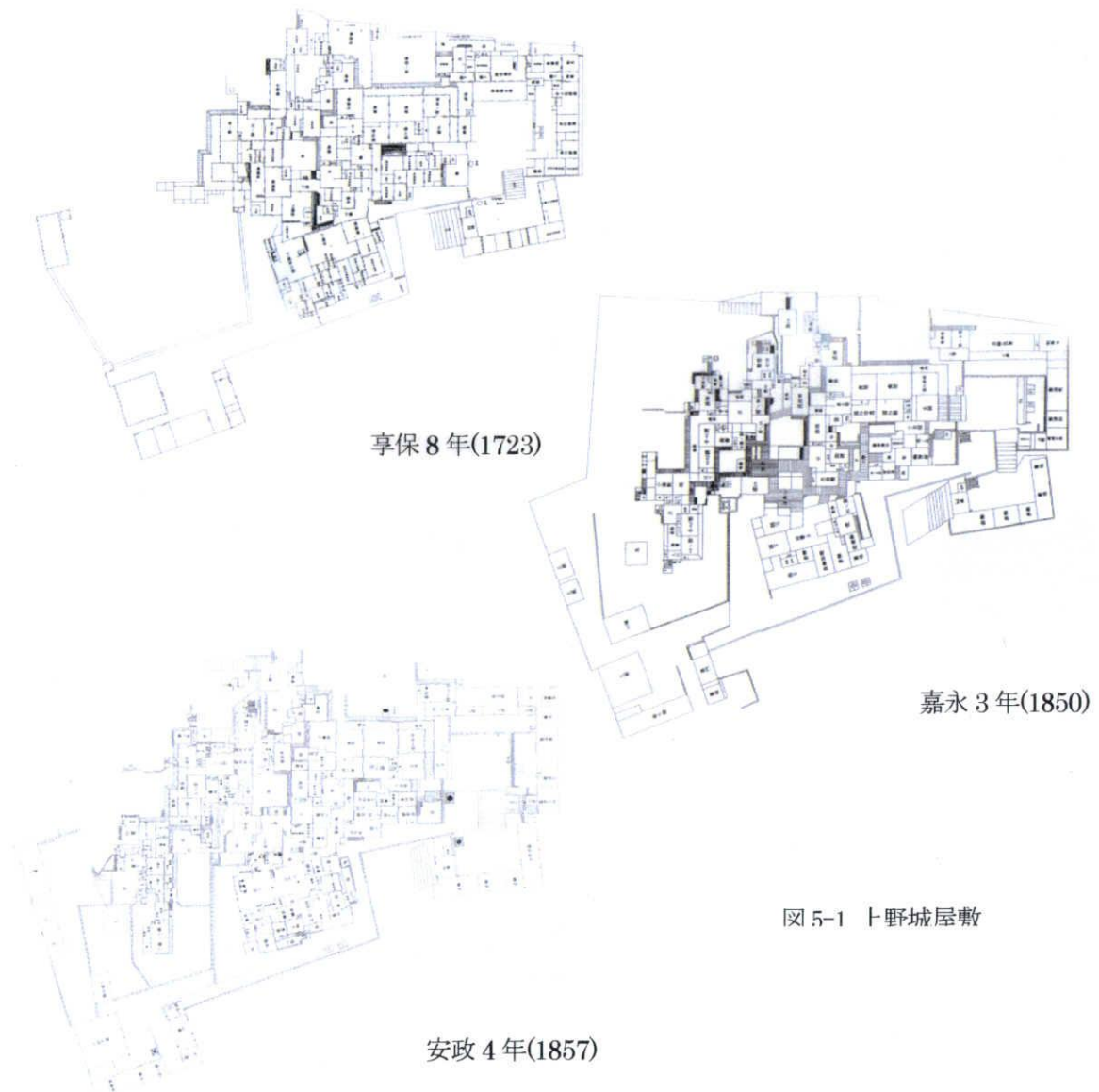


図 5-1 ト野城屋敷

3. 方法

断面構成の復元可能性の考察のために下記の手順により梁間断面図の復元を試した。

- ①— 伊賀作事方関連施設図面をトレースする。
- ②— 上野城屋敷絵図より目的の建築物の柱配置、平面構成を書き出し1の立面図と比較し、柱間寸法を決定する。
- ③— 得られた柱間寸法に従い、梁間の柱間を決定する。
- ④— 規矩尺集の項目に従い寸法を決定し作図する。

このような課程をへて梁間断面図を作成した。

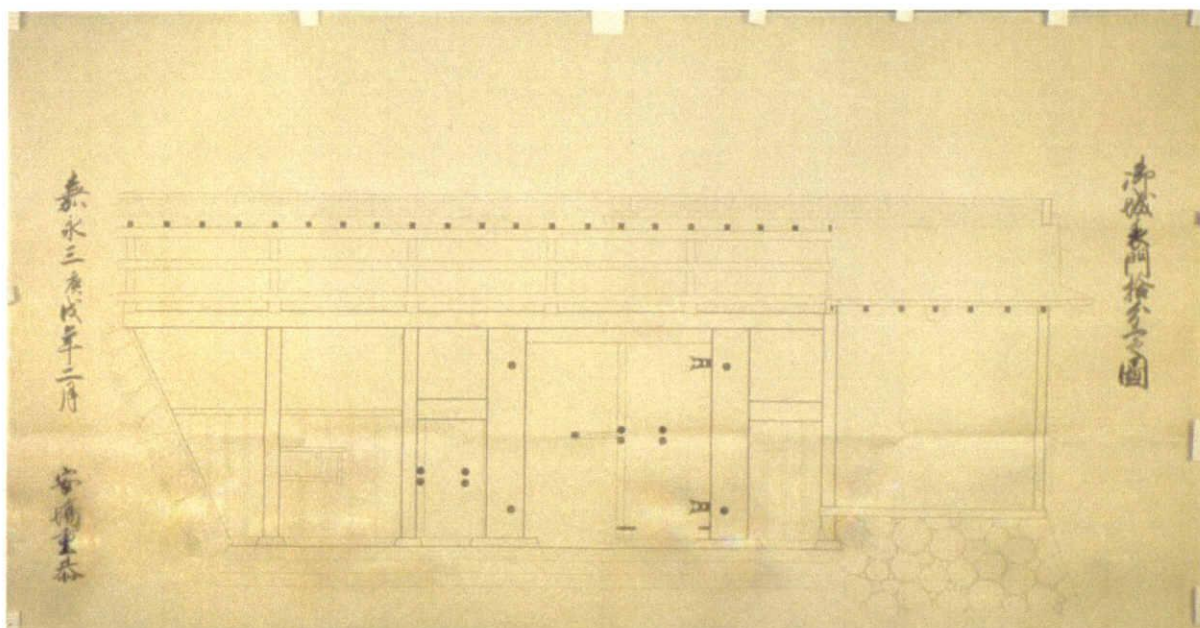


図 5-2 御城表門拾分一之図

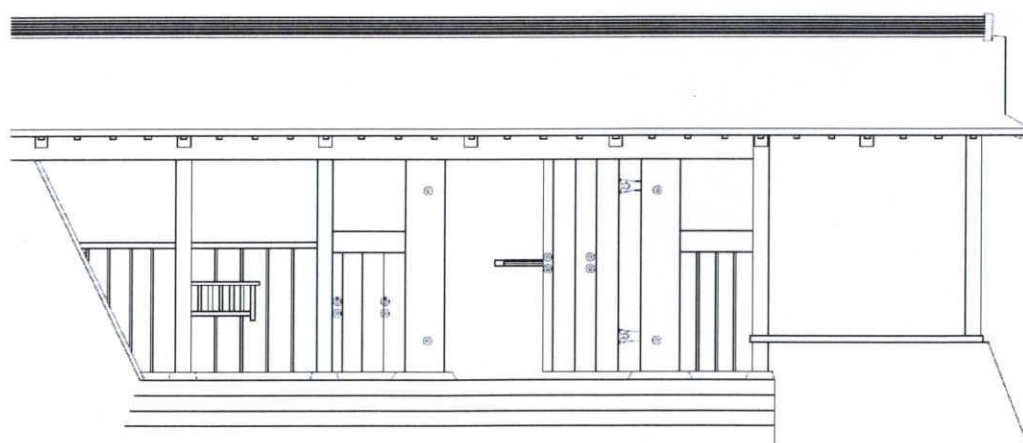


図 5-3 表門立面図

4. 実例

5-4-1 表門について

規矩尺集より建前之事 12 項目造作之事 9 項目計 21 項目と、絵図の立面図、前述の配置図より表門の平面図を推測し図面を作成した。作業はまず立面図をトレースし、縮尺を調整する。その後配置図から縮尺に見当をつけ平面図を作成する。次に立面図柱間、平面図を調整する。そうして平面図を決定下しその柱間寸法を用い断面図を作成した。

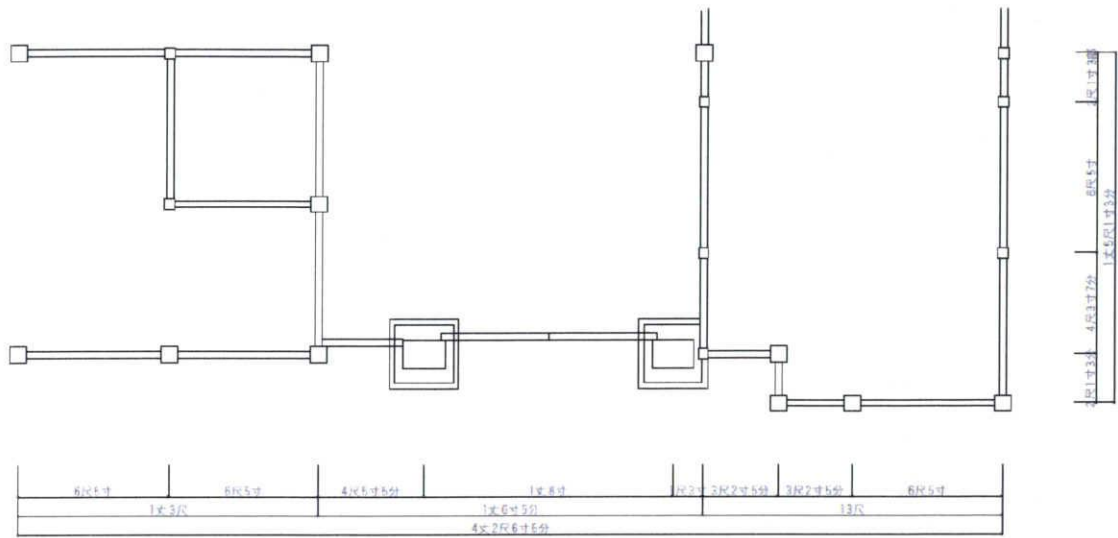


図 5-4 配置図より推定した平面図

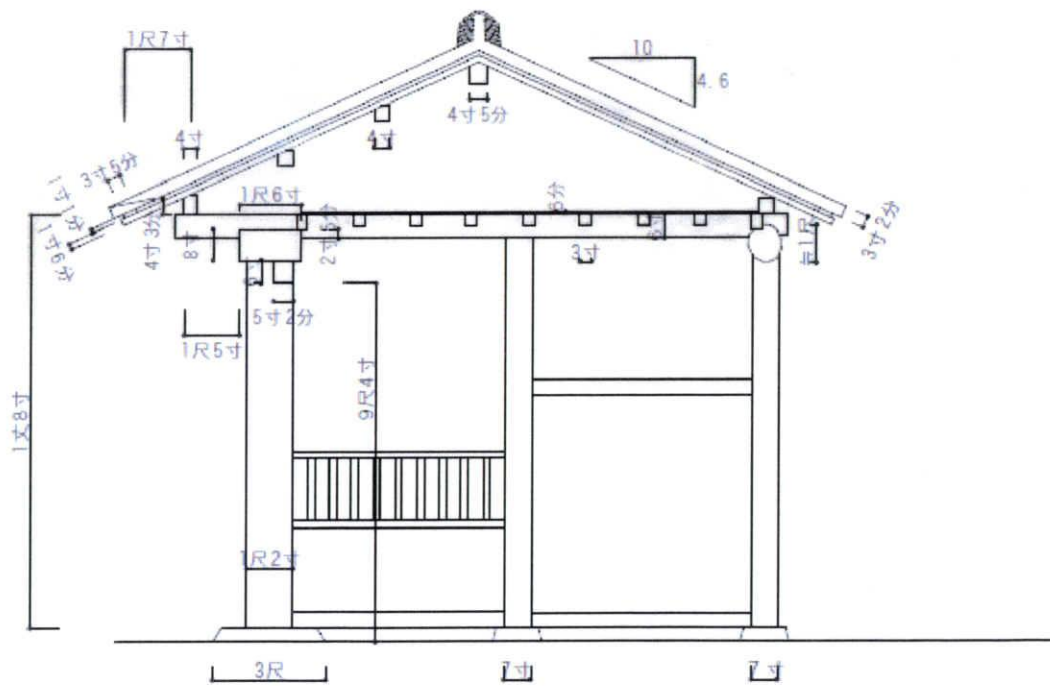


図 5-5 推定表門断面図

5-4-2 台所門について

規矩尺集より建前之事 12 項目造作之事 9 項目計 21 項目と、絵図の立面図、前述の配置図表門と同様の手法により図面を作成した

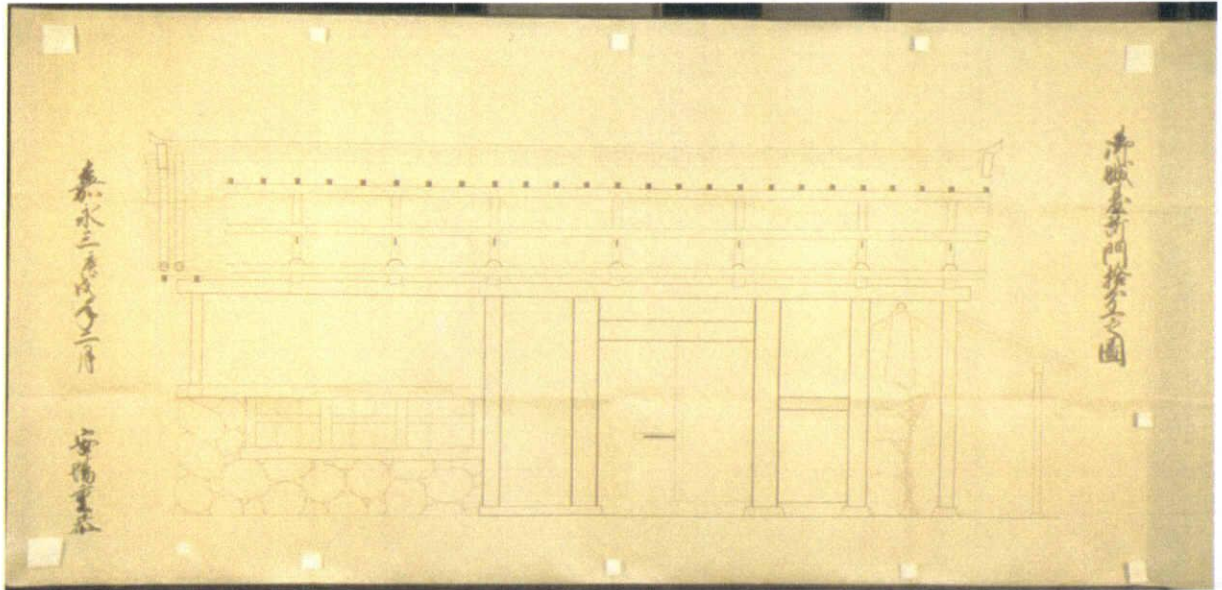


図 5-6 御城台所門拾分一之図



図 5-7 台所門立面図

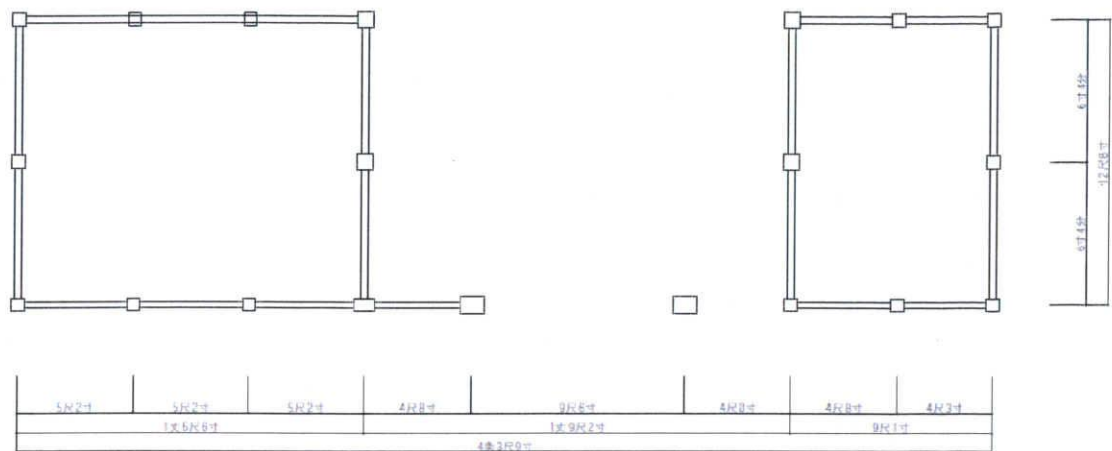


図 5-8 配置図より推測した台所門平面図

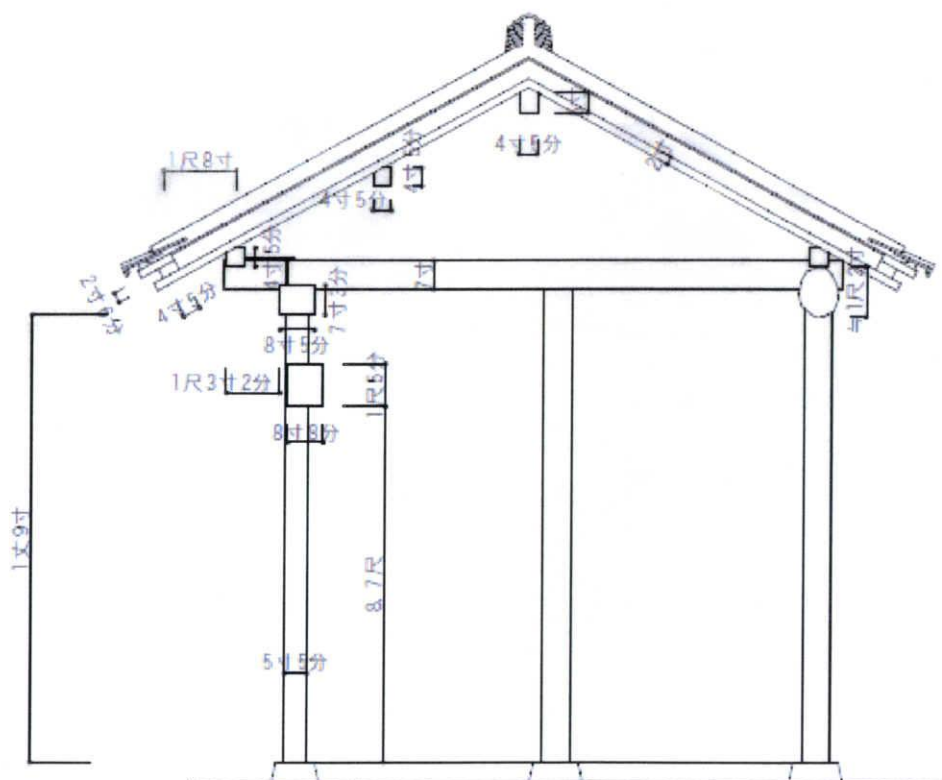


図 5-9 推定台所門断面図

規矩尺集の表記について

- ・ 規矩尺集の記述によると棟木、母屋についての表記はあるものの小屋裏の構造についての表記は無い。また、絵図の断面部分は棟通の断面図となっており束の間隔は得ることが出来るが母屋の間隔は知ることが出来ない。
- ・ 化粧材についての表記は多いが、見え隠れ部分の表記は無い。
- ・ 内法寸法は押さえられているが天井高が押さえられていない。
- ・ 寸法が材の外面、外面の様に面々で記されている。
- ・ 脇の番所などについては寸法がとられていない箇所が多い。
- ・ 床レベルは押さえられていない
- ・ 建具に関する表記は両施設とも非常に詳しい。
- ・ 棟の熨斗瓦について、枚数まで書かれている。

5. まとめ

これらの作業により、表門、台所門について同規模のものが復元できるだけの情報はあると言える。が、同じものを作ることは不可能である。

この資料の作成目的は保存、記録と言った意味合いではなく、どのような規模のどの程度のものが建っていたかの記録であると感じた。

城に関わる普請に幕府の許可が必要であった時代に倒壊した門と同じものが必要であったわけではなく、同規模のもの、もしくは以前この程度のものが建っていた、今後はどうしようかという計画を立てるためにも現状がどうであったかを把握する必要のためにこれら資料が作られたのではないか感じられた。このことは規矩尺集の記録内容に材寸に関する表記が多いことの説明にもなるだろう。倒壊、火災による焼失などの場合には同規模、同目的の施設を建てようとした際、礎石などから平面的な情報が得られる。このことは遺跡など発掘調査が行われ礎石、柱間と時代を設定することで推測図を作成できることに同様に感じられる。

また、江戸時代は木割が大きく広まった時代

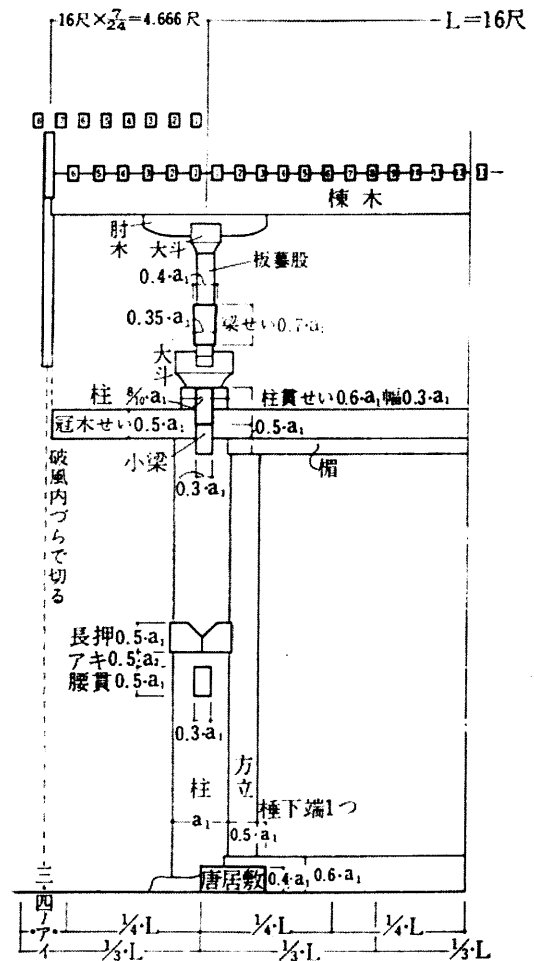


図 5-10 雛形の例(匠明より)

でもある。現代手に入るものとして江戸幕府大棟梁の家柄であった平内によってしるされた木割書の『匠明 匠明五巻考』(図 5-1)がある。今回安場家の伊賀作事方関連文書とともに木版の雛形本が 10 種 18 冊残されていたことからこのことが分かる。

久居藩の例を見ても藩の作事に関わる人間が江戸で幕府の作事に関わる人物と交流のあったことは明らかである。支藩であった久居藩でこのような文書が見つまっていることから、藤堂藩の伊賀作事方であった安場家がこれらに通じていたことは納得がいく。

これらのことからこの文書を施設の完全な形で復元するという目的ではなく施設の規模の把握が目的の資料だったのではないかと推測するものである。

6. その他の場合

6-1) 伊賀作事方関連施設図面のみがのこる場合

伊賀作事方関連施設図面では同一に、梁間方向、桁行方向の立面図、断面図が描かれる場合がある。これらの場合、縮尺を考慮することでその大まかな寸法を測定することが出来る。この場合材寸等の詳細な寸法は分からないが図面同様のプロポーションを持った建築物を造る事が出来るといえる。

しかし、この場合、図面に描かれたものに失敗があった場合、その間違いのまま復元される事になるため詳細な分析は欠かせない。

6-2) 絵図での表記が梁間方向、桁行方向のどちらか一方のみの場合

この場合、前述の上野城屋敷絵図に描かれている、もしくは、別の絵図にて平面的な構成を計ることが出来る場合、その精度は高くないが復元できる可能性はあると考えられる。

6-3) 規矩尺集のみに表記されている場合。

この場合、復元可能性は著しく下がる。規矩尺集では記述内容はばらつきが見られ全ての実測密度がそろっているわけではない。このため、非常に詳細に記述されており、構造が単純な場合復元できるかもしれない。しかし、構造が単純なものが詳細に実測されている可能性は少なく、復元はほぼ出来ないのではないかと考えられる。

いずれの場合でも、この文書が作成された江戸時代末期には建築雛形、木割書が充実した時代である。このことから、柱寸法、椽寸法、柱間寸法を知ることによって、江戸時代末期のごく標準的な建築物の基準を元に復元の手助けにすることが出来る。

第6章	資料の表現について	52
1.	伊賀作事方関連施設図面の特徴的表記について	52
2.	反りの表現について	58
3.	安場直道について	59
4.	安場直道の絵図表現	61
5.	まとめ	64

第6章 資料の表現について

1. 伊賀作事方関連施設図面の特徴的表記について

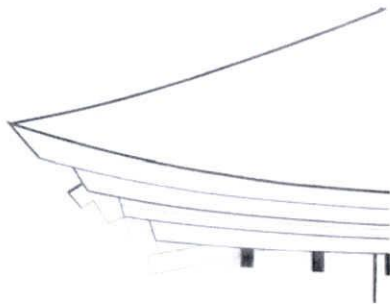
伊賀作事方関連施設図面に多くの特徴的な表現が見られる。そのほとんどは軒の隅角部の表現に集中している。

その例として具体的には、隅木の表現、隅棟、隅鬼の表現、反りの表現があげられる。

6-1-1 隅木の表現について

構造材料として重要な意味を持つ部材は隅木であるが、関連施設図面では書かれていない例を含め、3例の表現が存在する。現代での一般的な立面図表現が1例含まれるが、特徴的な表現として残りの2例を示す。

①隅木が書かれていない例



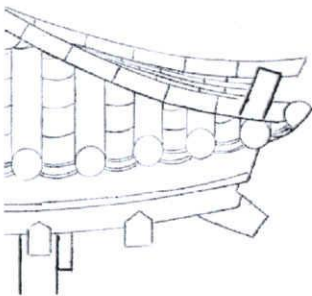
安場直道

御玄関、御広間拾分一之図

嘉永二己酉年四月 1849年4月

本来あるはずの隅木がかかれていない。隅木が書かれているはずの部分には、垂木、茅負の平部分の断面が描かれている。隅木があるはずの22件のうち12件で隅木が書かれていない。

②平面的に表現された例



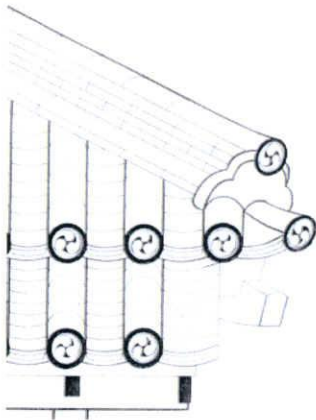
安場源平

西大手多門二拾分一之絵図

文政十丁亥年 1827年

隅木部分が平面的に表現され本来見えるはずの隅木の木口が書かれていない。隅木が現れる22件の7件が平面的に描かれている。

③現代の一般的な表現と同様の例

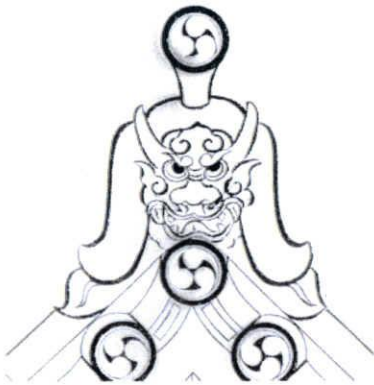


安場直道
大御番所拾分一之図
嘉永三庚戌年四月 1850年

隅木部分は現代での一般的表現と変わらない。隅鬼瓦が1本目の掛巴瓦との関係が不自然に表現されている。

6-1-2 瓦の表現について

① 絵画的鬼瓦

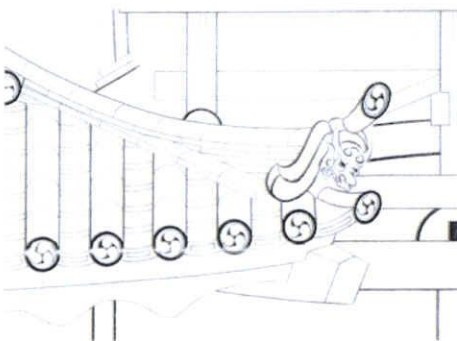


安場直道
太鼓御櫓妻平拾分一之図
嘉永二己酉年六月 1849年6月

このような鬼面を持つ鬼瓦の出現回数は、関連施設図面中に3点あり2点が安場直道、残りは小川光延によってかかっている。上の例は安場直道によるもので鬼面に髭が表現されており陶器による瓦では作成することができないものである。

6-1-3 隅角部周辺の瓦表現について

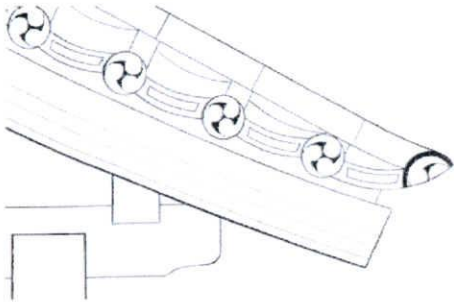
① 現代での一般的な立面図表現と変わらないもの



安場直道
太鼓御櫓妻平拾分一之図
嘉永二己酉年六月 1849年6月

6-1-2①で紹介したものの隅の表現である。現在の一般的な隅角部の表現と同様に立体的に書かれている。

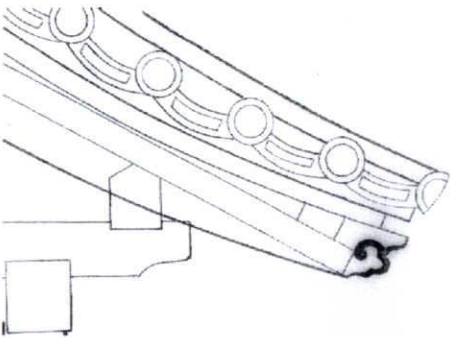
②巴瓦の切断された表現をされた例



安場直道
中御門妻平拾分一之図
嘉永二己酉年七月 1849年7月

隅巴瓦は伏図では巴瓦と45度角度が振れた状態で設置される。このため、現代の一般的な立面図では6-1-3①にあげたように屋根勾配に垂直に伸びた楕円によって表現されるがこれらの例では円弧状の断面を持つのが特徴といえる。

この表現の出現回数をもっとも多く、瓦を用いた立面図 21点中15点で見ることができる。また隅巴瓦の切断面に大きく分けて2種類存在する。



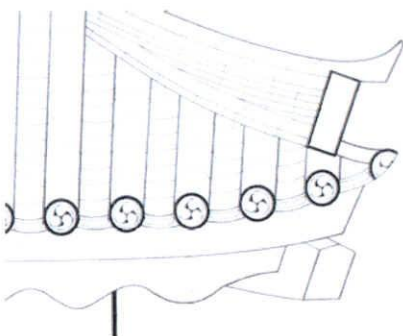
安場正重図・安場重恭写
中北谷御門妻平拾分一之割
年代不明

上の例は屋根勾配に直交する方向に断面を持つものの例である。断面が円弧状で表現される点では同様といえるが、後者の様な表現1はこれら切断表現で表される15点中1点のみとなっている。

6-1-4 隅鬼について

隅鬼の表現については大きく3種類を見ることができる。隅鬼が現れる例は15例ある。

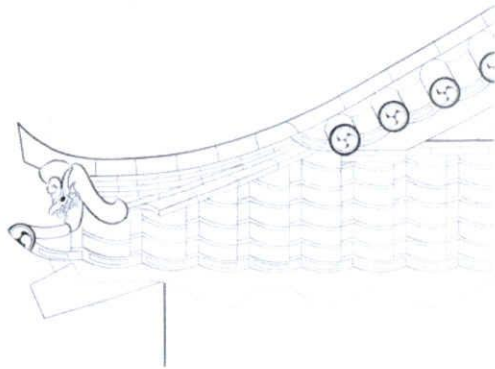
①平面的に描かれた例



安場直道
宗旨御櫓拾分一之図
嘉永三庚戌年三月 1850年3月

隅鬼が描かれた例中でもっとも多く現れた表現手法である。7例がこの手法で描かれている。
この例の様に隅木の表現は立体的に書かれているにもかかわらず鬼の表現は平面的である例もあり、隅木の表現との相関関係は見られない。

②隅鬼が半分のみ描かれた例



小川光延
黒御門拾分一之図
嘉永二己酉年七月 1849年7月

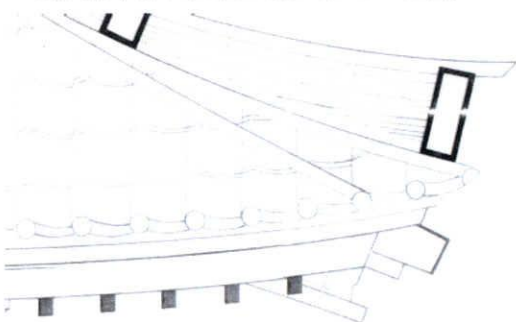
隅鬼が手前の半分だけ書かれている。鬼瓦の厚み、鳥伏間は平面的に表現される。この表現は4例現れる。作者は安場長房によって2例、安場重恭、小川光延によって1例ずつが書かれている。

その他として前述6-1-3①の例のような現代での一般的表現の3種類が存在し、15例中の4例が該当する。

6-1-5 隅棟について

隅棟の表現にも特徴がおおい。これは他の上記6-1-1から6-1-4の特徴と異なり、実際には存在しないものが描かれている点で興味深い。

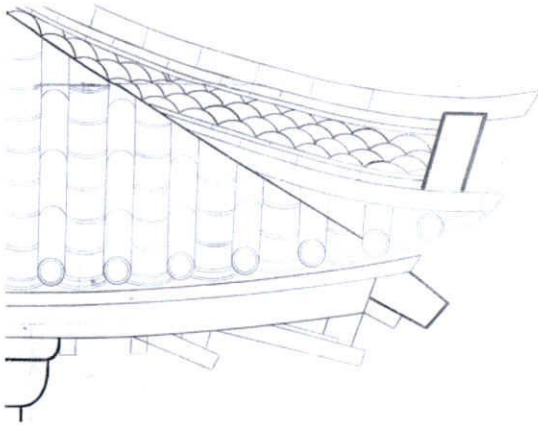
①隅棟下部に丸瓦が描かれている例



小田源三郎
上行寺祖師堂并庫裏十分一之図
嘉永二己酉年八月 1849年8月

本来無いはずの素丸の様な瓦が描かれている。この素丸の上端は奥に見える軒の線上つながるものであり反り屋根の反りのない部分の屋根勾配を表すものと考えられる。

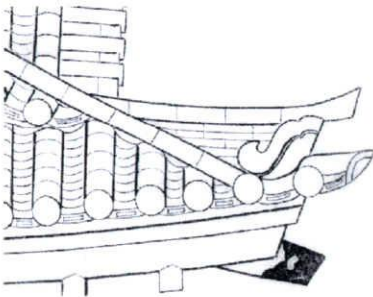
②隅棟部分のみ平面的に挿入された例



七代安場源六
上行寺御書院模様替十分一之図
文政十一子年三月 1828年3月

6-5-1の例と同様の箇所にも線が書き込まれている。

③その他の例



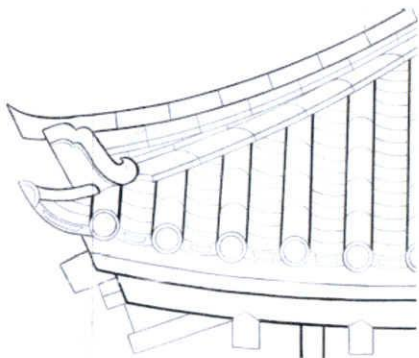
安場長房
東大手多門式拾分一之図
嘉永二己酉年三月 1849年3月

前述2例が反りを表すと考えられる箇所に線が書き加えられていたのに対し、この例では千鳥破風上の利根丸が延長されている。前2例との融合した例と考えられるが、反りの無い箇所の断面表現が付加されていない点で異なると思われる。

6-1-6 反りの表現について

軒に反りがあるものについては反りの表現を見ることができる。立面図中に断面的な要素が重ねられて表現される。断面図中でも反り部分は表現される例も見つけられる。

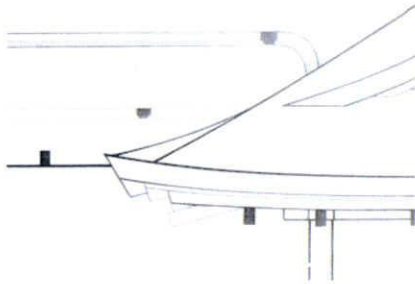
①軒反を持つ瓦屋根



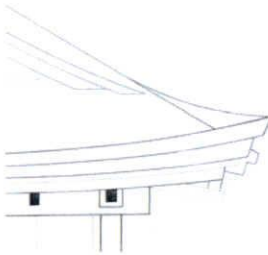
安場長房
二之丸御櫓拾分一之図
嘉永二己酉年閏四月 1849年閏4月

立面図に反りのない箇所断面図が重ねられた例。上から瓦の断面、裏甲の断面というように重ねられている。

②軒反を持つその他の屋根の例



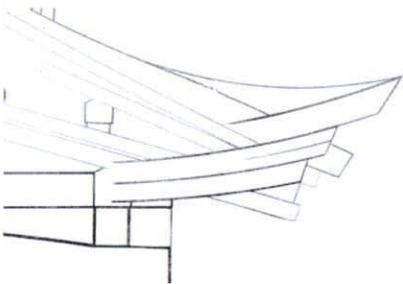
小川光延
御書院南妻同廊架拾分一之図
嘉永二己酉年五月 1849年5月



小川光延
御内玄関拾分一之図
嘉永三庚戌年二月 1850年2月

立面図中に平勾配の軒の線が書き込まれている。この2例は共に小川光延により書かれた例であるが前者の例はより早い時期に書かれているに関わらず平勾配部分とのつながりがかかれており、より写実的な表現であるといえる。

③断面図に反りが書き込まれた例



断面箇所に反りが書き込まれている。

安場長房
二之丸御櫓拾分一之図
嘉永二己酉年閏四月 1849年閏4月

2. 反りの表現について

このような特徴的な反りの表現であるが、これは反りを持った立面図に反りのない平の部分の断面図が挿入されて書かれている事が分かる。その表現を分析した。

下の図でA-A'で切断した断面図を考える。また同時にBからの立面図を書き重ね合わせる。

このようにすると最下段に示す立面図に断面図が重なったものが得られる。

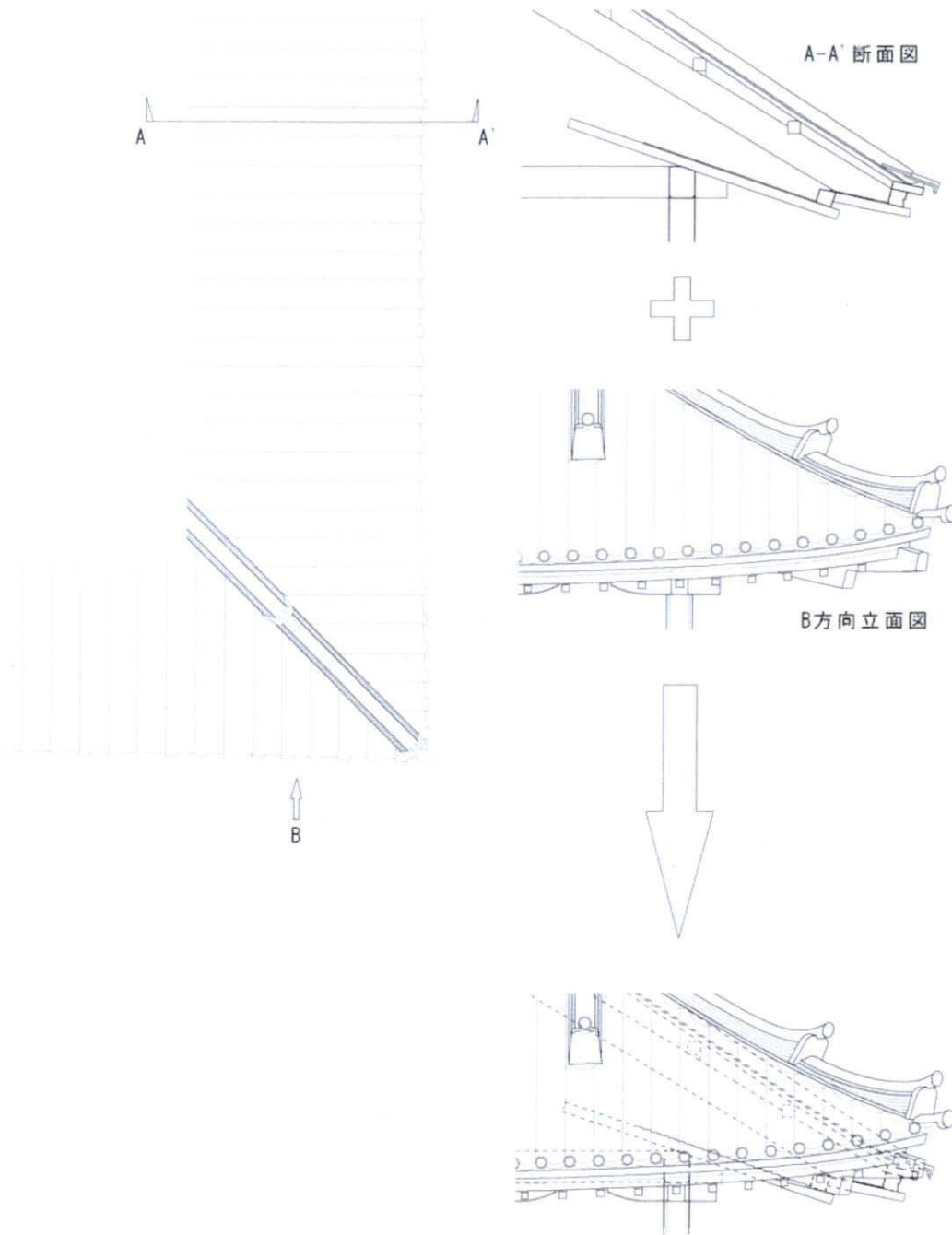


図6-1 伊賀作事方 表現考察

これと前述の特徴 6-1-5①、②、③の例を重ね合わせて見ると、A-A' 断面図での屋根面の線が現れ、丸瓦のような絵となって現れている。また 6-1-5, 6-1-6 などの例に現れる軒先が平の部分を表していると言ったことがわかる。

このように作事方たちは反りのある建築物の立面図に対しても反りと、その断面的な構造をふまえて絵図を作成していたと言える。このことは軒反に対し、何か特別な意味を感じていたであろう事が推測される。

また、隅木の消失はその軒先の断面を表現するためでないかと考えられる。このように考えると反りの断面と隅木は、作事方の中で隅木の重要度が低いと考えられているのではないかと推測できる。隅木の墨だしは上級の技術を要するもので規矩術を理解していないと制作出来ないものだとされる。このことと、反りの表現によって消失する事の関係は非常に興味深いものである。

3. 安場直道について

伊賀作事方関連施設図面は 44 施設 81 図面から構成される。その制作者は安場姓を持つもの 8 人を含む 12 人と伊賀作事方、作事方、伊州築造方という組織名 3 つが現れる。

3 つの組織について絵図の作成時期をみると、伊賀作事方が嘉永 7 年(1854)から万延元年(1860)、作事方が嘉永 5 年(1852)から嘉永 6 年(1853)、伊賀築造方が明治 2 年(1869)に見られる。作事方、伊賀作事方の二つの名前は共に作事方となっており、その記名時期を見ても非常に似通っており嘉永 6 年から 7 年にかけて組織名が変更になったと考えられなくもない。また作事方名義で作成された「名張横目屋敷絵図」は卯 2 月と表記されている。この年代前後の卯の年は天保 14 年(1843)、安政 2 年(1855)、慶応 3 年(1867)であり前述の範囲にもっとも近いものとして安政 2 年に作られたのではないかと推定できるが、慶応 3 年も絵図作成年代と重なっており確定はできない。

個人名で記名された制作者とその制作数を見ると 5 点以上を制作したのは 4 人で、安場直道、安場重恭、安場長房、小田光延である。

この 4 人は規矩尺集の制作者としても名前があがっており、これら安場家の文書制作の上で深く関与したことは間違いない。

規矩尺集作成に関わった人物は他に 2 名、3 巻制作の小田正信、7 巻の安場昌成があげられるが制作した絵図は小

表 6-1 作成数比較

名前	単独作成	連名作成
安場源平	1	
安場直道	25	
安場重恭	10	6
安場直諒	1	
安場佐次平	1	
安場重歳	1	
安場長房	5	
安場源六	4	
伊賀作事方	2	
作事方	3	
伊州築造方	2	
小田源三郎	1	1
小川光延	14	6
小田正信		1
小田源三郎	1	
不明	4	
計	81	

表 6-2 作成絵図種比較

	立面、断面図	配置図、平面図
安場重恭	8	2
小川光延	13	5
連名	5	1
安場直道	12	13

田正信が1点、安場昌成が制作なしと絵図作成への関与は薄い。

安場直道、安場重恭、安場長房、小田光延はそれぞれ25点、16点、5点、20点の作品で名が上がる。しかし、安場重恭、小田光延は6点を連名で作成している。この中で15点以上を作成した直道、重恭、小田光延の立場はどのようなものであったか興味深い。

安場直道について見ると制作数は25点ともっとも多く作品制作年数は嘉永2年(1849)から慶応2年(1866)までの17年にわたる。

図6-3 安場直道によって作成された絵図

表 題	内 容	年 代
御玄関、御広間拾分一之図	立面図(1/10)	嘉永二己酉年四月 1849.4
御奥御休所六拾五分之一之地差図	平面図(1/65)	嘉永二己酉年五月 1849.5
御玄関妻、御広間平拾分一之図	立面、断面図(1/10)	嘉永二己酉年五月 1849.5
太鼓御櫓妻平拾分一之図	立面図、断面図(1/10)	嘉永二己酉年六月 1849.6
中御門妻平拾分一之図	立面図(妻、平) 断面図(1/10)	嘉永二己酉年七月 1849.7
太鼓御櫓式拾分一之図	平面図(1/20)	嘉永二己酉年七月 1849.7
土手御櫓式拾分一之地差図	平面図(1/20)	嘉永二己酉年七月 1849.7
土手御櫓妻平拾分一之図	立面図(妻、平) 断面図(1/10)	嘉永二己酉年七月 1849.7
御玄関、御広間四拾分一之地指図	平面図(1/40)	嘉永二己酉年八月 1849.8
御奥御休所南面拾分一之図	立面図、断面図	嘉永二己酉年九月 1849.9
御下台所并供待四拾分一之地差図	平面図(1/40)	嘉永二己酉年九月
菱御櫓拾分一之図	立面図(妻、平) 断面図(1/10)	嘉永三庚戌年正月 1850.1
中御門番所拾分一之図	立面図、断面図(1/10)	嘉永三庚戌年三月 1850.3
東角御櫓妻平拾分一之図	立面図(妻、平)(1/10)	嘉永三庚戌年三月 1850.3
宗旨御櫓拾分一之図	立面図(妻、平) 断面図(1/10)	嘉永三庚戌年三月 1850.3
大御番所拾分一之図	平面図、立面図 断面図(1/10)	嘉永三庚戌年四月 1850.4
伊賀国阿拝郡一宮之社拝所 式拾分一之下建図	立面図(妻、平)(1/20)	慶応二寅年二月 1866.2
西大手番所式拾分一之図	平面図	-
中御門番所之図	平面図	-
京口門番所式拾分一之図	平面図(1/20)	-
京口鍵番所之図	平面図	-
巽櫓之図	平面図	-
菱櫓之図	平面図	-
宗旨櫓之図	平面図	-
東大手番所式拾分一之図	平面図(1/120)	-

(1866)までの17年にわたる。

また安場重恭、小田光延は弘化3年(1846)連名で作成したもので現れ、嘉永3年(1850)までの4年間の絵図を作成している。

安場鉦吉の残した文書においても安場直道が7代目と記録され、安場本家の血筋であったことが分かる。また、安場家に残された資料には絵図、規矩尺集のほか『七代喜右衛門直道手帳』、『諸事控』が残されているが、ここにも直道の名が残っており安場家の7代目として精力的に活動した事が推測される。

しかし、安場家文書の記述を集めると『七代喜右衛門直道手帳』に7代目、『上行寺御書院模様替十分一之図』に七代安場源六と記載されている。これを見ると7代は2人登場することとなり矛盾が生じる。これ以上の資料が存在しないため結論は出ないが、安場直道7代目かどうか

かは分からないが作事方の中で地位をもち、また多くの記録を残したものであった人物であったと言えるだろう。

以上の様に安場の直系の血筋と考えられる安場直道は制作点数の面、期間の面で最も多く長期間にわたり制作を続けていたことが分かる。


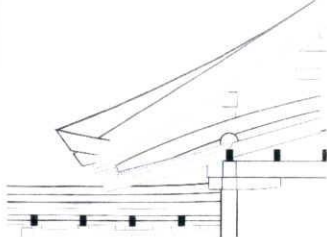
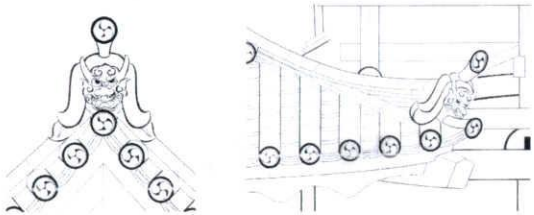
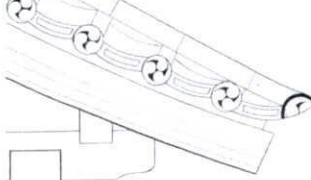
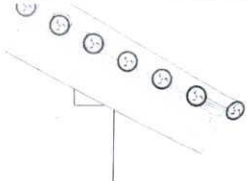
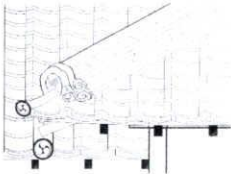
4. 安場直道の絵図表現

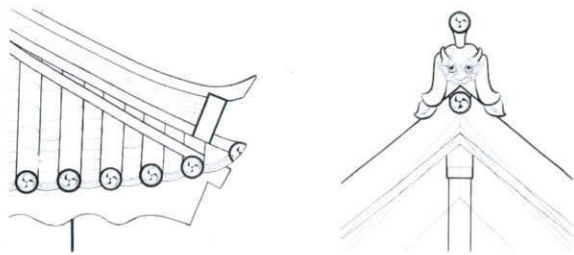
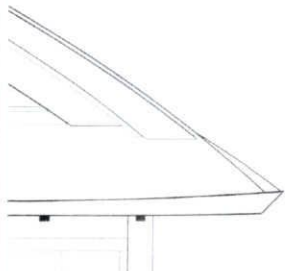
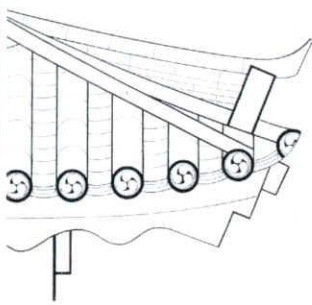
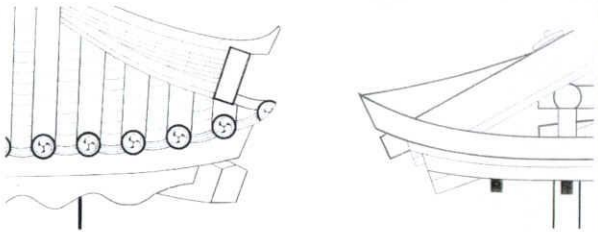
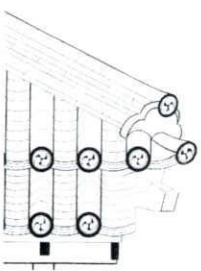
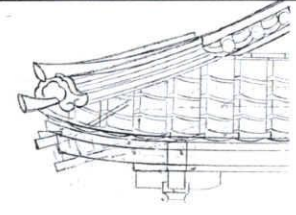
この章で伊賀作事方関連施設図面に現れる立面的特徴について記述した。その特徴を安場直道の作品について当てはめ、図面表現の変化等を検討することにした。

6-1-1 で述べたように絵図の表現上の特色は屋根隅角部にそのほとんどが現れる。この特徴に着目し直道の作品を年代を追って整理しその表現の変化を追った。安場直道の作成点数は25点ある。

この中で立面的要素を含む絵図は12点存在する。これを年代追った。表現の特徴について把握することを目的とした。

表 6-4 安場直道 絵図特徴表現年表

絵図の特徴	絵図名称	作成年月	西暦
	御玄関、御広間 拾分一之図	嘉永二己酉年 四月	1849年4月
	御玄関妻、御広 間平拾分一之図	嘉永二己酉年 五月	1849年5月
	太鼓御櫓妻平拾 分一之図	嘉永二己酉年 六月	1849年6月
	中御門妻平拾分 一之図	嘉永二己酉年 七月	1849年7月
	土手御櫓妻平拾 分一之図	嘉永二己酉年 七月	1849年7月
	御奥御休所南面 拾分一之図	嘉永二己酉年 九月	1849年9月

	<p>菱御櫓拾分一之 図</p>	<p>嘉永三庚戌年 正月</p>	<p>1850年1月</p>
	<p>中御門番所拾分 一之図</p>	<p>嘉永三庚戌年 三月</p>	<p>1850年3月</p>
	<p>東角御櫓妻平拾 分一之図</p>	<p>嘉永三庚戌年 三月</p>	<p>1850年3月</p>
	<p>宗旨御櫓拾分一 之図</p>	<p>嘉永三庚戌年 三月</p>	<p>1850年3月</p>
	<p>大御番所拾分一 之図</p>	<p>嘉永三庚戌年 四月</p>	<p>1850年4月</p>
	<p>伊賀国阿拝郡一 宮之社拜所式拾 分一之下建図</p>	<p>慶応二寅年二 月</p>	<p>1866年2月</p>

このように表現法についてまとめると、同時期に様々な手法で描かれていることが興味深い。

第1に嘉永2年7月に作成された「中御門妻平拾分一之図」と「土手御櫓妻平拾分一之図」では同一月に作成されたにもかかわらず、同様の箇所での隅掛巴瓦の先端表現が異なっている。また同様に嘉永3年3月に作成された「東角御櫓妻平拾分一之図」、「宗旨御櫓拾分一之図」では隅木の有無、前述の隅棟下の平勾配屋根面を表すと思われる丸瓦の表現でも異なる。この事は表現方法を考慮する上で非常に興味深い。

5. まとめ

この中で現代の立面表現に近いのは太鼓櫓、大番所、伊賀一宮である。嘉永2年と慶応2年に書かれた。これはこの文書中の直道の初期と終期である。当初、これらの現代に近い表現は時代が進むにつれて現れるものだと推測していた。しかし、実際には異なっていた。また、平の屋根面を表記した例は

元禄8年(1695)「木子文庫堀内家文書」内の「東大寺大仏殿桁行建地割図」の初層の表現に見ることが出来る。他でこのような表現を見つけることが出来なかった。しかし、同様の表現方法で描かれた例が存在すると言うことがこの作図方法がどこからか伝達されてきたことと考えられる。

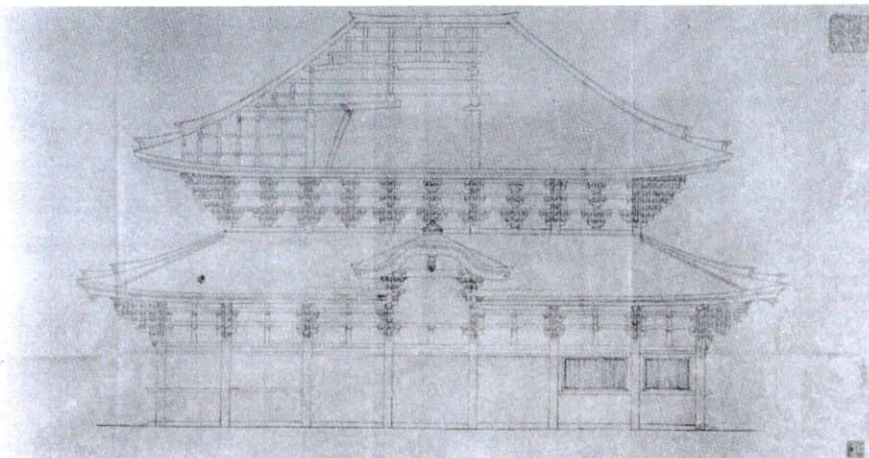


図6-2 東大寺大仏殿桁行建地割図

この表現方法が伝達されてきたものだとすると、このような表現が技術として伝わったことと言える。ゆえに、安場直道のこの表現の変化は技術の習得の経歴であると言えるだろう。しかし、伊賀国阿拝郡一宮之社拝所式拾分一の表現は全体に粗雑さが目立つものの現代的な表現に近くっており、その変化の原因がどこにあるのか興味深い。

第7章	藤堂藩伊賀作事方の建築技術について	66
1.	記述内容について	66
2.	作成人物について	67
3.	目的について	68
4.	まとめ	68

第7章 藤堂藩伊賀作事方の建築技術について

作事方の仕事は記録に現れる頻度も少なくその仕事を詳細に知る機会は少ない。藤堂藩伊賀作事方関連文書に記述されてから150年以上がたち、その仕事に触れる事が出来るのは非常に意義深いことであると思われる。

伊賀作事方関連文書の多くが作成された嘉永2～5年というのは慶応3年(1867)の大政奉還の15～18年前ということになる。この文書を作成していた時、彼ら作事方は江戸幕府が倒れ次の時代になるといことは考えていなかっただろう。このような時代にどのような目的でこのような資料を作成したのか、そしてどのような人物が作成したのかを考えていきたい。

1. 記述内容について

伊賀作事方関連施設図面はその目的がまず問題となる。この絵図は保管が同一場所であったため混入してしまった別の目的の絵図があるように思われる。その理由となる事項について以下にあげる。

- ・ 作成年代の前後が40年にわたっている。前にも述べたが、40年同じ目的のもと、資料作成を続けたとは考えにくい。
- ・ 付箋で注釈をつけられた例があること。

東大手多門二拾分一之図

時代が変わっても建築する際の打ち合わせ等のやり方が大きく変化する事は無いだろう。現場で検討することもあれば屋内で図面を見て打ち合わせることもあるだろう。このような時にも図面は必要になってくる。多く検討、変更を重ねること

- ・ 同一施設に対し時期を隔たって絵図を作成している例がある。

岡八幡宮、御山御霊屋等の例では1年もしくは2年の間を開けて絵図が作成されている。

- ・ 「安場家八代直諒幼年文武修行ニ励ミ作事方エ見習ニ出務之節修行図(以下略)」と記入された例があり、修行として作図していること。

などがあげられる。保管は木製の箱に納められ和紙で袋が作られ、それに納められている。また、のちに茶封筒におさめられ

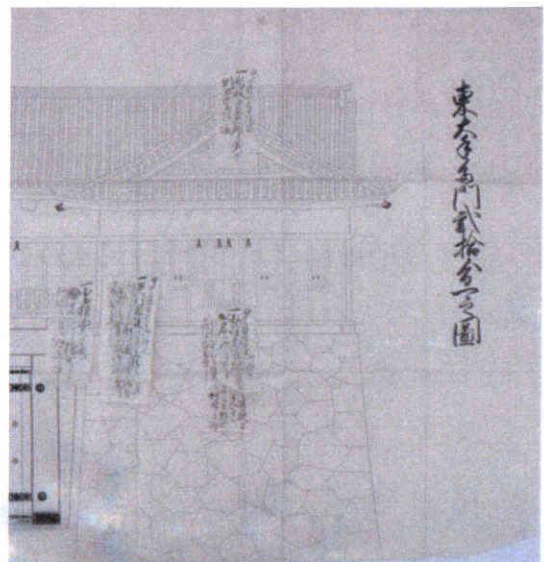


図7-1 東大手他門二拾分一之図

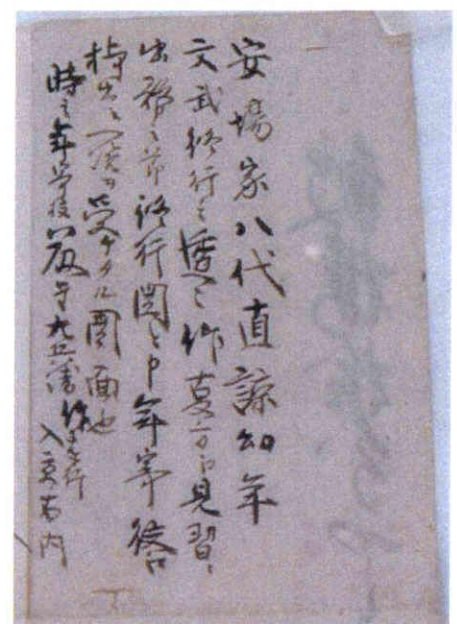


図7-2 鼓楼建図裏書

た例もある。

和紙で作られた袋には作成した枚数が書き込まれている。これは絵図作成当初のものと考えられ目的に沿った分類がなされていただろう。しかし、後に整理された茶封筒にまとめられたものは本来袋があったにもかかわらず破損してしまったため新たに作ったのか、後世に整理しやすくするためまとめたのか分からない。

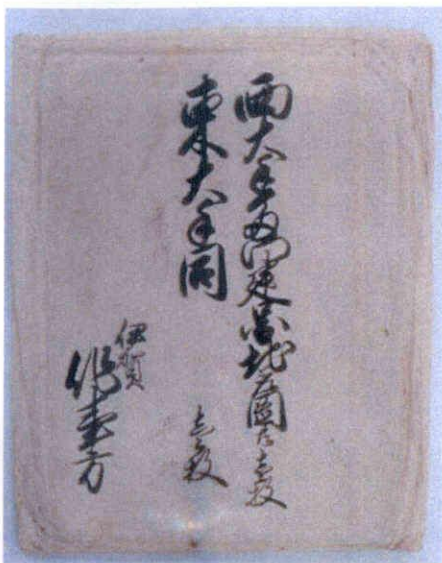


図 7-3 西大手多門建図地差図袋

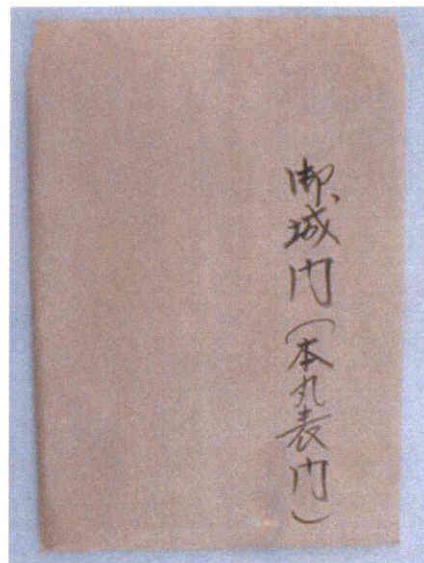


図 7-4 御城門(本丸表門)

か分からない。規矩尺集の例を見ると丁寧に表装されており、同様の目的のために作成されたとすればそのような袋でまとめられていたとも考えられる。現在の状

態ではわかり得ないが当初の袋による整理状態が分かればこれらの目的も推定しやすくなる可能性もある。

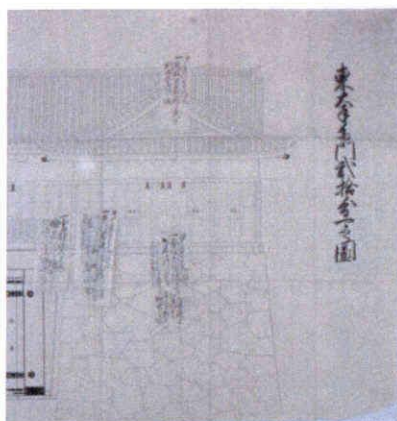


図 7-5 東大手他門式拾分一

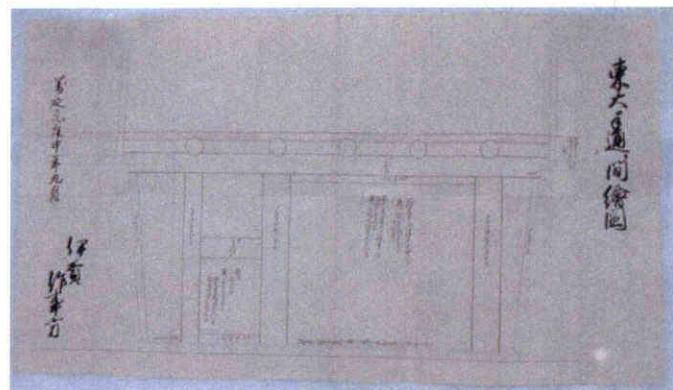


図 7-6 東大手通間絵図

るだろう。

2. 作成人物について

絵図には記名、作成年月が書かれたものとそうでないものが混じる。記名、作成年を記入したものは記録としての意味合いが強いと考えられる。規矩尺集と対応し記録を残す使命があったとすれば記録と

して作成年月を書き込むことはあり得るだろう。一方同施設について作成年月の記入があるもの、ないものが混ざる例もある。東大手番所絵図、菱御櫓、宗旨櫓、崇講堂、上行寺などである。

東大手門については3枚の絵図があり、付箋による注釈が入る2つの絵図が同封されていた。

付箋による注釈の入る例は他ではなく、これら絵図の中で特殊な位置づけであることを示す。

また、菱御櫓、宗旨櫓の例では建地割図(立面、断面図)には記名、制作年月がしるされ、平面、配置図に記入されない等の基準も見えることから、なにか区別して名前、制作年月が記されたとも考えられる。

記名されていない例も4件、制作年月の記されない例は15例ある。ここに相関関係は見られないが、他と異なる目的で制作されたのではないかとも考えられる。

3. 目的について

これら伊賀作事方関連文書のうち、規矩尺集と伊賀作事方関連文書のみても、その作成目的に触れられるものは無かった。しかし、「七代目喜右衛門直道手帳」、「諸事控」は勤務に関わる日常をつづつたという理由から、これら文書に作成目的に近づくことの出来る資料であると考えられる。伊賀作事方関連文書の詳細を知る上でこれら文書の解読、分析が必要である。

4. まとめ

安場家に伝わる伊賀作事方関連文書に関する調査は、三重県教育委員会および三重県史編さん室により文化財指定、三重県史編さんのために行われた。筆者は三重大学創造開発研究センター菅原洋一助教授とともに参加し調査を行った。

これら伊賀作事方関連文書の作成目的については不明であるが、その作成目的を知ることが出来れば内容の理解はすすむと思われる。

伊賀作事方関連施設図面では、それぞれ袋に入れられて収納されていることから、その順序、紛失の有無などの判断はつかない。

また逆に規矩尺集は製本された文書であり巻1から巻8までそろっているため、欠本の可能性は少ない。その掲載順、巻ごとの分類を知ることが出来る。そのため、制作者の意図は伝わりやすい。しかし、取り上げられた施設、順序、分類について基準を見つけることは出来なかった。

これら2つの文書の特



図7-7 規矩尺集

徴は、共に実測資料である事、訂正などの箇所がない事があげられる。規矩尺集はその上表装、製本されている。ここがこれら文書に対して疑問をもつところである。作事方の保存資料として残すためにそれほどは必要ないと思われるため、藩に提出するものだったのではないだろうか。そして、作成後、幕末の混乱期に提出されず作事方の手元に残ったのではないかと考えた。本来、作事方は大工である。現代と違い設計を含め総合的に建築に携わったと考えても、これら文書に見ることの出来るような実測資料作成という作業は特殊な仕事であるはずである。この特殊な意図を理解することが出来ればこの文書研究はさらに深くなるはずである

また一方でその作成目的を、規矩尺集の資料内容が化粧材寸法を中心に整理されていることから、藩の施設規模管理のための資料ではないかと推測した。建築等の資産を管理する上で倒壊した際に同規模の施設を再建する総工費を把握することは重要事項であるといえる。しかし、この時代たとえ倒壊したとしても全く同じものを建築することは無いだろう。そのため、現状をそのまま保存するための実測は必要なく、倒壊した建築物がどのような規模のものがどこに建っていたかが分かればよいはずである。このように考えると、平面図は倒壊、焼失した箇所の現地調査でも知り得ることが出来る。自ずとその大きさは知ることが出来る。その後無くなるのは部材と、平家、2階建ての違い等なのではないか。このため、平面情報が少ないが立面、部材寸法についての情報が豊富な安場家文書を藩の不動産管理の一部でないかと考えた。

また、伊賀作事方関連施設図面の表現方法から藤堂藩の建築技術の習得方法について何系統かあったのではないかと推測される。伊賀作事方関連施設図面には特色のある表現を見ることが出来、同様の絵図を作成しているにもかかわらず6章で述べたように様々な表現が見られる。

鼓楼の例で「安場家八代直諒幼年文武修行ニ励ミ作事方エ見習ニ出務之節修行図」とあるように、修行の一部に図面作成があることが分かる。藩の中で技術の伝達が行われていたならば特徴ある表記は平均化し、全ての絵図で同様の表現が見られる事になると思われるが、前述したように様々な表現を見る事が出来る。このことから、藤堂藩の作事方はいくつかの所に修行に行く形で大工技術の導入していたのではないだろうかといふ仮説がたてられる。そして、安場直道の絵図表現の移り変わりを見ると、作事方として働く途中にも、修行に出てその技術を学び習得していったのではないだろうか。そのために同人物、同時期でも様々な表記方法が現れたのだと考えた。

以上のように不明な点が多い文書であるが、実測資料としては、現存しない上野城の詳細を示し、また、作成した作事方の組織、技術力を計りうる貴重なものであるといえる。また、その記述内容は、藤堂藩の作事方技術の特色を知る事が出来る可能性のあるものであると考えられる。これほどの量がまとめて保存されていたことは異例でありその価値は高い。今後のこれら文書の解析が深まる事を期待し、本研究がその一助なれば幸いである。

参考文献

- ※1-1 津市役所 『津市史 第1巻』昭和34年 p.470
- ※1-2 上野市古文献刊行会(宋国史 下巻) 昭和56年 P.385
- ※1-3 三重県郷土資料館公開 (三重県郷土資料叢書 第86集 藤堂藩(津・久居)功臣録・分限録』昭和60年 p.87
- ※1-4 津市役所『津市史 第3巻』昭和36年 P.280
- ※1-5 安場鉦吉『正崇寺本堂再建の棟札、愛染院寺門建立の棟札について棟梁安場喜右衛門の実績』昭和52年
- ※1-6 上野市『上野市史 文化財編』平成16年 P.503
- ※1-7 津市役所『津市史 第3巻』昭和36年 p.294
- ※1-8 上野市『上野市史 文化財編』平成16年 P.371
- ※1-9 津市教育委員会 『一身田寺内町町並み調査報告書』平成元年 p.55
- ※2-1 郷土出版社『図説伊賀の歴史(上巻)』平成4年 P.116
- ※2-2 財団法人伊賀文化産業協会『伊賀上野城史』昭和46年 P.309
- ※2-3 財団法人伊賀文化産業協会『伊賀上野城史』昭和46年 P.281
- ※2-4 日本古城友の会『伊賀上野城(四)-城代職の苦悩-』平成14年 P.13
- ※2-5 郷土出版社『図説伊賀の歴史(上巻)』平成4年 P.160
- ※6-1 安場鉦吉『正崇寺本堂再建の棟札、愛染院寺門建立の棟札について棟梁安場喜右衛門の実績』昭和52年